

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づきまして、市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は、13番 吉川議員の質問まで、終わりたいと思います。

それでは、23番 江原議員の質問を許可いたします。

ご登壇を求めます。

23番 江原議員

江原議員／おはようございます。

日本共産党 23番の江原 一雄でございます。

質問の1つに国民健康保険、国保問題について、2つ目に、新庁舎建設問題について、3つ目に、教育行政について、4つ目に、市長の政治姿勢について、質問をいたします。

まず1つ目の、国民健康保険、国保問題についてでございます。

ご承知のとおり、国会で、参議院におきまして、先月27日、医療保険制度に関する法律が改正をされ、与党の賛成多数で成立をいたしました。

この法律の柱の大きな一つに、これまで、国保運営を市町村が行ってきましてけれども、平成30年度から、財政運営を都道府県に移行するものであります。

今、国保問題は、高すぎる国保税が払えず、滞納世帯が続出している今日の国保の構造的危機を解決することができるのかどうか、この国保の財政運営を市町村から、都道府県管理に移行することについての、市としての対応についてまず、お尋ねをしたいと思います。

ご答弁よろしく申し上げます。

議長／平川くらし部長。

平川くらし部長／おはようございます。

まず、平成30年度から、国保の広域化ということでありまして。

市の対応についてということなんです。

これにつきましては、法律に基づく施行であります。

市としてもこの法律の趣旨にしたがって、今後具体的な対応をしていくこととなります。

ここまでは、27、28、29と3カ年あります、県、それから関係自治体含めて、具体的な協議をスケジュールにしたがってやるとこういうふうに考えております。

議長／23番 江原議員

江原議員／先ほども申しましたけれども、この国保問題は、本当に制度が発足して以来、今日ぜひ弱な財政の仕組みというのが大きな問題であります。

武雄市においては、約 7000 世帯加入されていて、そのうち約 1000 世帯で保険料を払うことが大変だと、そういう状況が目にあります。

今年度の国保税の最高限度が 85 万円となっているわけであります。

私は、この国保問題について、小松市政、小松市長として、この国保問題に取り組む認識をまず、お尋ねしたいのは、就任されて、この国保問題、国保運営につきましては、本当に取り組むという意味では、トップとしての認識を、お尋ねをまずしたいですが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

国保問題に対する認識ですけど、やはり、国民の健康を守るインフラとして私は、この国保制度は大事であるというふうに思っております。

しかし、一方で現在、ご存知の通り、構造的な問題がありまして、国保会計は赤字、累積も赤字であると、これは武雄市にとどまらず、ほかの市町村も同じであって、構造的な問題であると感じております。

私としましては、国保を利用されている方の負担が増えない一方で、継続的な制度運営をしていかなければならないとして、首長として、これは市長会を通じて、国にしっかりとした、財政支援等を引き続き求めていきたい、そのように考えております。

議長／23 番 江原議員

江原議員／その点で、早速、先月、九州市長会が長崎雲仙で行われたり、先週は全国市長会が開催され、それに参加されていますが、その中で、どういうこの国保問題に対しての要望に関しての議論がなされたのか、お示しいただければと思います。

議長／小松市長

小松市長／国保に対しましては、平成 27 年度より、国のさらなる財政支援が行われました。

そのあと、今後、平成 29 年、30 年においても、さらなる追加の支援があるというふうに聞いております。

そういった状況をふまえて、市としては国保財政の健全化ということで、さらなる、財政支援を、制度の維持のために財政支援をお願いしたいという要望を九州市長会でまとめたところであります。

議長／23 番 江原議員

江原議員／先の国会、衆議院、参議院、議論の中でも、紹介されましたが、この問題について全国自治会は、国に対して、1兆円の国からの財政支援を要望していると。

これは全国の加入者の一人に直すと、3万円に当たるわけですが、4人家族で、3かける4。

12万円という、非常に大きな予算要望をされている。

私はこうした国保問題を本当に、国や地方が一体となって、特に我が武雄市においてもその方向で進めていくべきだと思います。

この間、市として、一般会計から、そのために1億円の繰り入れをされました。

ところが、この現状が30年から都道府県化されたことによって継続されいていくのか、この収支の財政状況のもとで、どうなっていくのか。

私は継続して赤字を、加入者の負担も、市長も言われました、負担が増えないようにという意味では、今、これを取り外し停止してしまうと、本当に、都道府県化になった上でも私は運営するのは大変だと思っていますが、この一般会計への繰り入れの問題について、市長の認識はいかがでしょうか。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／平成30年の4月から、広域化以降の財政のあり方ですが、現在、平成26年度の国保についても、1億円の法定外の繰り入れを行っています。

現行で判明している範囲ですが、30年の4月以降、広域化後については武雄市の負担すべき金額はどのくらいになるか、それはわからないわけですが、制度上は30年4月以降も法定外の繰り入れを制度としてできないという規定はないということを知り一定しているわけです。

議長／23番 江原議員

江原議員／部長答弁にありますように、国も、先の国会の議論の中でも、そうした規制はないと、しないと、いうことを言われているようです。

これからの国保の問題については、負担の能力に応じた、国保税の仕組みを図るべきではないかと思います。

所得に対する保険料負担割合を本当に今現在、所得割、15%であります。

他の保険くらべても、1.3倍、1.5倍という比率です。

そうした点をふまえて、今後とも財政負担を求めながら、加入者の負担能力に応じた、国保制度にさせていただきよう、重ねてお願いします。

次に新庁舎建設問題についてお尋ねします。

これまでの経過について、お尋ねします。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／おはようございます。

新しい庁舎の建設計画についての経過ですが、現在の状況から申し上げますと、先月、5月に庁舎の建設に係る基本的な考え方。

庁舎建設基本計画をとりまとめました。

今、現在これをうけて、具体的に基本的な設計、基本設計を発注するための業務、事務を行っているという状況です。

以上です。

議長／23番 江原議員

江原議員／この庁舎問題を私が取り上げることですが、昨年、改選されたされたわけですが、市議会の改選にありましたが、昭和24年に前期の市議会の中では議長を除いて全員で庁舎建設特別委員会が構成されました。

ところが昨年の改選後、この庁舎建設特別委員会の構成が変わって、10名で構成されることになりました。

そうすると、少数会派として、参加できない。

私は状況にのってまして(?)4月の27日でしたか、新聞情報で掲載されました。

そのあと、5月になって以降、基本計画がホームページに掲載されていると。

びっくりしたわけでありまして。

ほとんど、情報がありません。

市民の感覚と、思いと一緒にではないかと思っています。

私は、本当に市民を代表して、この席における1人として、庁舎特別委員会の構成についてここでいうわけではありませんが、本当に、市民が喜んでといいますか、市民の総意をもってつくるという意味でいかがかと、いうことで質問をしたいと思います。

その中で、黙っててください。

議長／静かに。

江原議員／そこでびっくりしたひとつに、そこに税務署が入ると、掲載をしておりました。

明らかに国の施設です。

今、武雄税務署の横に裁判所があつて、裁判所が立派に改築をされました。

ならば、どうして国の機関として、そうした施設に合体させないのか、どうして今ある市

の庁舎に入るのかなと思いますが、そのことについて、どういう方向でこういう形になっているのかをお尋ねします。

議長／つながる部長、市民へはお示しする前の段階だと思うんですよね。

それは今、なんとかかんとか、言われていますが、これ聞いている方が本当のように思われるので、そこら辺を明確に答弁してください。

中野つながる部長

中野つながる部長／税務署が新しい庁舎に入居ということで、現在の基本計画の中で、その旨については記載しています。

基本的にこういった状況が生まれたというのが国において、経済財政の運営と改革の基本方針 2014 というのが昨年の6月に閣議決定していて、その中で地域における公共施設については国と地方公共団体が連携し、公有財産の最適化をはかるということを明記されています。

公共施設の老朽化対策とか耐震対策、これについては国家的な課題でもあり、法律的に実施することが必要と書かれています。

こういった状況の中で武雄税務所でも現在協議を行っていますが、国と地方が連携して、公有財産の最適利用を進めるとともに、行政間の連携と市民サービスの向上を目指すということで基本計画の中でそういう掲載をしているということです。

以上です。

議長／静かに。

23 番 江原議員

江原議員／ホームページに記載をされているわけです。

私はこの案件がどちらから話があったのか、市長いかがでしょうか。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／どちらからあったということについては、お互いに、最終的な意志合意というのができてませんので、そういった国の状況があるということから、計画の中でそういった記載をしたということです。

以上であります。

議長／23 番 江原議員

江原議員／私は、この問題について市民の思いも含めまして、中止すべきだということを市長に、執行部側に申し述べておきたいと思います。

次に3番目の教育行政についてお尋ねします。

ICT教育について、武雄市の教育として市長も言われましたが、圧倒的なという形で、武雄市の教育を進めていくということを申されました。

これまで、ICT教育、5年、6年の経過があるようであります。

ICT教育についてのこれまでの武雄市の取り組みの経過について、ご答弁を求めたいと思います。

議長／溝上教育部長

溝上教育部長／おはようございます。

武雄市小中学校へのICT教育のこれまでの経緯ということで、24番議員さんに、2日目に一般質問の2日目に、詳しくご説明を申し上げましたけれども、まず、平成22年度から、総務省の補助事業であります、ICT教育絆プロジェクト、こちらを活用して山内東小学校と武内小学校のと、2校で、1人1台で、ICT教育に取り組みました。

この取り組みが先生、子どもたちに公表で、高い評価がありました。

あわせて学校側からも、すべての小中学校から、タブレットの整備をお願いしたいという希望もありました。

それを踏まえて、武雄市でのICT教育の推進を図るという意味で有識者、あるいは教育関係者からなる武雄市ICT教育推進協議会を立ち上げまして、学校現場へのタブレット端末の整備に関する諮問を行いました。

武雄市ICT教育推進協議会からは、全小中学校の全ての学年に導入することが望ましい。導入するんだったら、端末の、推奨のスペック、整備すべき、アプリケーション、そういうものについて、答申がありました。

そういうことで、答申を受けまして、小中学校タブレット端末選定委員会を設置して、プロポーザルの審査会を経まして、具体的に導入するタブレットを選定しました。

現在、昨年4月から小学校、今年の4月から中学校へタブレットを配付して、ICT教育に取り組んでいるということです。

以上です。

議長／23番 江原議員

江原議員／私は、このICT教育について、なんでも反対ではありませんが、現在の武雄市の取り組みの状況を振り返って、検証してみたいと思い、質問します。

武雄市の情報公開条例があります。

この武雄市の情報公開条例の目的の第1条、この条例は、地方自治の本市にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利につき、定めることにより、市の保有する情報のいっそうの公開をはかり、もって市の諸活動を市民に説明する責務がまっとうされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加を促進し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

目的が述べてあります。

そして第5条には、公文書の開示を請求できるものとして、何人もこの条令を定めることにより、実施期間に対し、当該実施期間の保有する公文書の開示を請求することができる。まさに市民だけではなく、県外、県内、全国の人が請求することができるという、武雄市の情報公開条例が制定をされております。

このことに鑑(かんが)みまして、私は、この ICT 教育、特に今答弁されましたが、平成 22 年、総務省の絆プロジェクトで導入してきたと言われましたが、その前段がありますよね。平成 19 年、20 年、特に山内東小学校に導入するとき、最初に導入されたのが、iPad を 40 台先行をして進められていますが、これはこのとき、教育委員会の方針があったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／ICT 教育については、19 年に限らず、私が就任する以前から進められてきた部分ということではあります。

特に皆さまご存じの通り、電子黒板、電子黒板の有効性を考えまして、そこからスタートしてきた部分があります。

そしていろんなところで、ぽつぽつと、タブレット端末についても、導入が図られてきた経緯がございます。

そこで、教育委員会として、きちんと、その導入について、話し合ったかということは、ちょっと 19 年、記憶にございませんが、ICT 教育の導入ということについては、大方の理解は共有しつつ、進めてきたということでございます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／時間はたっていますが、先ほど言いました、iPad、山内東小学校に、40 台を導入した件について、教育委員会として方針があったのか、どうか。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／教育委員会として、きちんとした形であったかどうかは、今のところ記憶は

ございません。

議長／23 番 江原議員

江原議員／私は、まさに今、教育長答弁されるように、この武雄の ICT 教育の導入が教育長さえ知らない。

わかりません、記憶にございませんとおっしゃってます。

私はこれ、由々しきことだと思います。

では、総務省の絆プロジェクトとは一体なんでしょう。

これを申請するときに、どういういきさつで、申請をされているのか、お尋ねします。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／誤った言い方をしないでいただきたいのですが、教育委員会としてということだったので、教育委員会にそこまではかったか、正式の話としてはいろいろ話していますが、議題として取り上げていったかなということで、確かでないと言っただけで、教育長として知らなかったということは、絶対ありえないので、ご丁寧をお願いしたいと思います。

そういうご質問のところは、総務省の絆プロジェクトでございますけれども、これもこの iPad、山内東小学校に導入を進める中で、非常に子どもたちの姿、学習する姿、意欲等々を見まして、これは可能性として取り組む価値があると判断をしたわけでありまして、その中で全国数少ない地域でありましたが、可能性があるなら、希望しようと申請をして通ったところでございます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／教育委員会イコール教育長という認識をお尋ねしているわけです。

あえて、教育長は、記憶にないと言いながら、私は教育委員会としてあったのかどうか、私は、こうした教育の行政を進めていく上で、責任をもっているのは、教育委員会でしょ。違いますかね。

だから、お尋ねをしているわけです。

電子黒板と言われましたけど、そうした教育をされていく上で、市の教育行政を、市長部局から独立して、教育行政を進めていく教育委員会が、について認識をお尋ねをしているわけですから、それを代表して教育長にお尋ねしているわけです。

それをあたかも、私が聞き間違えのように教育長申されましたけれど、いかがでしょうか。

私は、教育委員会として、先ほど言いました、iPad の 40 台を先行して導入したことをほと

んど触れられません、別枠で聞いています。

総務省に申請する前に、iPad40 台買ってるじゃないですか、違いますか。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／理解していただきたいところがあるわけですが。

教育長として、今度の4月からであれば、教育長として責任が増えていますので教育委員会を代表して、ずばっとものが言えるところもある。

3月までの教育委員会なら、定例の毎月の教育委員会で話をする場合は、当然議題を含めてあるわけですので、あるいは定例の会議ではなくても、話をする機会はあるわけですので、その中でいろんなこと話題にしていることはある。

ただ、議題として、教育委員会の議題としてあげたかということについては、記憶にありませんと言っています。

ご理解いただきたいと思います。

iPad については、ちょうど、就任した直後ではありますけれども、武雄市内には、そういう情報教育に非常に堪能な先生方がかなりいらっしゃったのが、背景としてあります。

タブレット端末ないし、電子黒板等を導入しても十分な対応ができるんじゃないかと、40台を貸与してやってみると、試みってみるという学校はありませんかと。

その次の絆プロジェクトのときもそうですけど、どこかこういう形でやってみようと思ってるけど、やってみようという学校はありませんかとかたちで、校長先生方に相談して進めてきた経緯があります。

したがって、そういう大きな事業ですので、教育委員の皆さんにも、いろいろな場をとおして、話はしてきています。

議長／23番 江原議員

江原議員／市長と、教育長に、先ほど紹介しました、ちょっと最初に戻りますが、武雄市の情報公開条例が制定されております。

この制定にあたって、今回武雄市の情報公開の姿が、ネット上に公開をされています。

私は、認識も縁もありませんが、この武雄市情報公開条例を改めて見直してみまして、市長と教育長の認識を求めたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／ちょっと、質問の意図がよくわかりませんでしたので、もう一度、質問していただければと思います。

議長／23 番 江原議員

江原議員／申し訳ないです。

この、武雄の ICT 教育の、教育行政の先ほど言いましたように、取り組んでいられます。

私は、この間の経緯と、答弁を求めました。

と同時に、どういう教育委員会としての対応と市長部局としての対応がどういう形で進められたのか、それが今、ネット上と言いました。

ある方の、情報公開に対しての市の対応にして発信をされております。

それを見る中で、ほんとに、武雄市として、そして教育委員会として、この武雄市情報公開条例のどのように、情報を受け止めておられるかお尋ねをしているわけです。

だから最初目的と、第5条の、開示を請求できるものと、改めて読み上げました。

ですから、市のトップとして、この武雄市情報公開条例を、どのように行政運営上、生かそうとしているのか、認識をされているのでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／情報公開条例は、知る権利を保障しているものでありまして私たちは条例にのっとり、手続を進めているところでございます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／同じように、教育長、いかがでしょうか。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／もちろん、情報公開条例については、誠意を持って対応しているつもりでございます。

ですから、議員が自ら請求された情報に基づいて話される、質問されるということについては、こちらも考えていきたいと思っておりますけれども、ネットに流通、流れている情報をもとに、それを元に質問していただくというのは、私どもとしては、ちょっとご理解いただきたいと思っております。

当然、全国でも初めての試みというものが多々ありますので、大変な批判があることは覚悟してはおりますけれども、よそからの情報をもって批判されるのは、心外でございます。

議長／23 番 江原議員

江原議員／教育長は、大変なことを申されますね。

ではここにですね、教育長、私は、資料いただきました。

武雄市 ICT 推進協議会に関する、東京会長協議会、地元協議会、答申後の記者会見の記録をとりまとめましたので回覧します。

ちゃんといただいておりますよ。

ネット上じゃないですよ、私は私で、ちゃんといただいておりますよ。

議長／静かに。

江原議員／だから、教育長が。

議長／静かに。

やじに応酬しないように。

江原議員、先ほど、江原議員は言いましたよ、ネットに流れましたよとはっきりと言われました。

だから、質問をつづけて。

江原議員／私は、勘違いしたらいかんでしょ。

ネット上と言ったのは、その通りです。

と、同時に、私は、ちゃんといただいている。

その前に教育長が資料をもらわずに、そんなことと言われたから、そういうことをいう教育長、心外ですよ。

市長もですね、教育長も私の今の質問に、武雄市の情報公開条例の目的について、ちゃんとやると、市民の知る権利、誠意をもってやっていると、ちゃんと申されました。

しかし、私はそうした立場があるならばですね、公開請求、ちゃんと開示請求に基づいて提出するということを求めておきたいと思います。

そこで私がいただいたこの資料でですね、今回の武雄の ICT 教育が何の目的でやられているか。

お尋ねをしたいと思います。

なぜ、こんなに急いで進める必要があるのか、私は、以前のこの ICT 教育の機器の予算等のときに、予算に対して反対の討論を申し上げました。

1つは、市長の、導入ありきだと。

計画がずさんであり、父母の不安が解消されていない。

これが1つであります。

2つ目に、市の教育行政のあり方が問われている。

導入では一般質問でも時期尚早だということも含めて武雄の ICT 教育等について反対の討論をしてまいりました。

そのことが、この議事録を見ると、明らかではないかと指摘をしたいと思います。

第1点、1人1台のタブレットありきではないか。

それは、iPad から今現在、中国製の惠安タブレットが4700台配布をされました。

この、状況を通して進められてきましたが、この状況の中で議事の中にDITTという頭文字がある、デジタル教科書教材協議会というのがあります。

そのメンバーに入っている人が武雄の教育と言われました、ICT教育推進、武雄の協議会。入っています。

このDITT、デジタル教科書教材協議会というのが、武雄のICT教育推進協議会に3名います。

その人たちがまぎれもなく、1人1台、武雄市に全国で先行してやってほしいということが言われております。

ある方は、Aと紹介します。

DITTの関係企業さんからすると、7インチを導入して、しっかりやったところが前例がないので、7インチをやったら、どうなのかと、実証実験を兼ねてどっかでやってほしいよねという声は実際のところありまして、まさに新しい事例を先駆的にどんどん発信する武雄が、7インチを入れてくれると、本当にありがたいなというふうに思っていたりするところがございます。

私がこの実態を見て、先ほど言いました、iPadを平成19年、20年、山内東小学校にiPad40台、先行導入したこととあわせて教育委員会として追認をされているのではないかなということをおもう次第であります。

さらに、協議会後のメンバーのある人は、紹介しますが、大阪市は2015年度、それから荒川区は2015年中とっていましたが、やりたいという、一番早い自治体といわれていまして、それよりも早くやるという自治体が出てくるのかどうか、とても大きなたてんてん(?)になると。

次に座長はやっぱり、自治体環境等があるだろうし、逆に武雄あたりがその今、大阪とか超えて、インパクトのある動きをしていただくという、こういうこと自体が進むし、逆にこの中で100の中で選ばれる。

こういう、導入のための協議をなさっています。

私はこの協議会の様子から見まして、武雄の教育委員会としての方針よりもDITT、デジタル教科書教材協議会の方針を武雄の教育委員会、市長を先頭に導入されたのではないかと。

私はこのケースはこういう状況で武雄の教育のICT教育が進められているのかというのを検証してみまして、いかがかなと。

これは間違いありませんか。

議長／浦郷教育長

浦郷教育長／間違いがございます。

DITT のデジタル教科書教材協議会というのは企業にして、約 80 社ぐらい入っていると思うし、個人の会員は膨大な数がいます。

そのうち 3 人と言われましたが、たまたま入っておられたわけで、文字通り、日本の ICT 教育を進められている方がほとんど入っている、企業も入っているということなので、その影響でというのは大きな間違いですので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

議長／23 番 江原議員

江原議員／私は、こうした武雄の教育が進める上で、教育委員会として議事録にそうした方針を協議してちゃんと残しているのか、議題にあげて。

ほとんどないんです。

ただ、予算だけです。

時間もありませんが、私はさらに、今後この問題、継続して明らかにしたいと思いますが、一つ、先週、この検証を、ということで、東京でマツバラ座長と市長も教育長も参加して検証しました。

私ども議員にも報告書があります。

私はこれを見て、改めてまた感じたのは、検証するということでは結局全国学力テストについて、比較して、学力テストの点数に応じてどうだったかと、私はこういう検証の仕方でもいいのかと。

私はならば、本当に今全国で平成 7 年から安倍内閣の第 1 次内閣のときから、全国学力テストが再開して、広げられています。

まさに、反転授業が教育に競争そのものの導入の目的ではないかといわざるを得ません。

私はこの私は 1 人 1 台の導入した目的が結局、武雄が先行してやって、それを全国に普及していこう、それで武雄が実証実験にされているのではといわざるを得ません。

それと、2 つ目にはそれを検証する上で学力テストを照らし合わせてどうだという、こういう検証の結果、これは現在の教育が紛れもなく、競争原理を取り入れる、武雄の教育の行政ではないかと指摘せざるを得ません。

私は、それよりも、今全国、3 月にも質問します。

35 人学級です。

35 人を超えているのが、あります。

議長／やじに応酬しないように。

江原議員／16 クラス、小学校で、108 クラスある中で8 クラス、中学校で 40 クラスあるうち、8 クラス、合わせて 16 クラス。

これをやるなら、これまで武雄の ICT 教育総額 7 億を超えています。

そうしたお金、財源があるなら、1 人の先生を雇って、雇用して、本当に行き届いた教育を進めることが必要じゃないですか。

いま国会でこういう動きがあります。

先の 6 月 5 日、衆議院の文教科学委員会で、学級編成を定める、標準法を改定し、来年度予算の概算要求に盛り込むことを検討したいと、大臣が答弁されました。

こういう流れと合わせて、全国で 10 県、10 の県が、この 35 人以下学級に取り組んでいるわけです。

武雄はそれこそを先行してやるべきではないかを、要望してきました。

この要望を訴えて、運動していきたいと考えています。

最後に、4 番目に、市長の政治姿勢について質問をいたします。

きのう、先週も質問がありました。

この場での質問もありました。

4 月 27 日、新聞報道で、前市長と市長の会談が報道されてました。

小松市長は、地方創生アドバイザーに就任を要請をしたと。

この記事を見て、市民はえ？ どうして？ という声を感じられて、私にも、そうした声を寄せていただきました。

私は、先の 1 月の佐賀県知事選挙で県民は審判を下しました。

この間、国会で、安倍総理大臣の野次が問題になり、陳謝された経緯がありますが、前市長の 8 年 8 カ月、どれだけの野次がされましたか。

このことが市内だけでなく県内や、全国の人たちが、この武雄の市議会の様子をご覧になり、また、情報発信であるホームページや Facebook や、ツイッター等で、閲覧をされているわけであります。

議長／江原議員、前市長のことは、市政事務に関係ありませんので、あまりふれないように。

江原議員／議長おかしいって、市長に尋ねているから関係ないです。

市長が要請したことを取り上げて質問している。

それは、まったく議長、私が質問のときに、指示をされますが、おかしいですよそれは。

時間がないから進めます。

こうした全国の人たちが、おかしい、市長、そうしたことを、私は先の 1 月 11 日に、審判されたんです。

その差は、7 万 2000 票差ですよ。

だから、小松市政の真価を問う意味で、市民から選ばれて、本当に市のトップとして、リーダーとして、市政運営をする上で、市政、地方創生アドバイザー、特別顧問とか、市政アドバイザーを、要請されております。

4月1日現在、これだけいらっしゃいます。

特別顧問3名、市政アドバイザー10名、私は、市民が主人公です、市政の主人公は。

市民とともに、意見を聞き、対話をし、進めて、やってほしいと思います。

この前市長の地方創生アドバイザー就任を決定するなら、小松市長の人気も下がるでしょう。

中止すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／江原議員に私の人気を心配していただいて、ありがたくて涙がでそうなんです。この件については、先日も答弁いたしました。最終的に市長の決定事項ですので、私にお任せいただければと思っております。

議長／23番 江原議員

江原議員／私は、あえて、この8年8カ月含めて、市長、先の1月11日、選挙がありました。

問われたのは、本当に、前市長の独断専行だということ。私はこの議会でも、いろいろ、議論しました。

市民でも共有されている、また全国の人にも武雄に注目はされています。

しかし、その注目が今後どうなっていくんだろうという、嬉しい注目でもあります。

そういうときだからこそ、今までの、以前の市政を何を引き継がれるのか、そうしたものも引き継がれるのかという思いじゃないでしょうか。

だからこそ、私は、市民の声をこの場で、小松市長に対して、地方創生アドバイザーへの就任は、きっぱりきっぱり中止すべきだと述べて、一般質問をおわらせていただきます。

ありがとうございます。

議長／以上で、23番 江原議員の質問を終了させていただきます。

18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／議事進行したいと思います。

まず始めに、一点目は、6年くらい前の話だと思いますけど、議会で可決成立した案件について、これを、今言ってる議会で可決成立したということは、議会人としてそれを議員の

総意である、これは決まったことなんですね。

それを今さら言うのはおかしい。

これが1点。

それともう1点は、前市長の話がありましたけれども、さきほど議長言われたとおり、ここは今の、現体制の一般質問の場であります。

その中で、今のような質問というのは、どうしてもおかしいのではないか。

思うわけありますので、議長として、このへんのところを、ちゃんと精査していただかないと、なんでもありになったら、おかしいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長／ただいまの、議事進行につきましては、後者については、先ほど発言中に注意をしたとおりであります。

また、質問の中でも、全国で試験的におこなわれているのではということですが、これも議会に言われるように、議会に諮って議決をえて、執行部がしているということで、ここらへんは十二分に理解して、議会で議決をしたことに対して、なにか瑕疵があるような発言は控えてください。

ここで、モニター準備のため、10分程度休憩いたします。

* 休憩中(10:01) *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番 松尾陽輔議員の質問を許可いたします。

ご登壇を求めます。

6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、6番公明党、松尾陽輔の一般質問をただいまより始めさせていただきます。

質問の前に、皆さんこれ覚えていらっしゃいますか。

ヘリコバクター・ピロリ菌でございます。

昨年9月に胃がんの原因はピロリ菌、ピロリ菌除菌で胃がんがなくなる、胃がんリスク検査のピロリ菌検査の導入をと質問させていただきました。

先週の9日の佐賀新聞で、胃がんはピロリ菌、ヘリコバクター・ピロリ菌感染が原因であるとわかり、現在は予防が可能になっているということで、大きく佐賀新聞にも取り上げていただいております。

そういったなかで、今月4日から集団検診が各自治体で実施され、わかもん検診という

ことで、20歳から39歳までのピロリ菌検査が今回から開始をさせていただき、ぜひとも受診させていただき、胃がんの撲滅に、武雄市から旗をあげたいと思います。

このことも医院も、情報発信の大きな役割をはたしているのので、がん撲滅の情報の発信を質問の前にさせていただきます。

早速質問に入らせてもらいます、まず最初に地方創生について。

武雄市の地方創生とは何かということでもまず質問させていただきます。

2つ目に、新公会計制度について、取り組みの状況提言をさせていただきます。

3つ目に生活困窮者自立支援法が4月に施行されたので、取り組みの状況と今後の対応について執行部にお尋ねさせていただきます。

最後に周辺部対策ということで、周辺部の要望と対策について。

かせすっ隊、たすかった券の取り組みということで、ご提案を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

地方創生について、まず最初に、地方版、創生総合戦略の人、町、仕事の策定にあたって、長期、早期ビジョンが示されていると思います。

その中で言葉を、武雄市に置き換えてみますと、武雄市の人口の現状と、将来の姿を示す、人口問題に関する、武雄市民の認識の共有を示すとともに、今後取り組むべき将来の方向を示されると思っております。

そこで、武雄版の総合戦略の策定は、これからだと思いますけども、全国の1番乗り、議員の皆さん、ご存知ですか。

京都府の、京丹後市が策定がもう済んでおります。

人口5万6000人、丹後ちりめんが有名、この京丹後市が、総合戦略の策定にあたっては最優先事項に新シルク産業の創造を掲げ、20の政策と成果目標が策定をされております。

市長、最優先事項とは、政策の、木の幹だと私は思っております。

木の幹(みき)がしっかりしていれば、そこに政策という枝葉がすくすく育ち、大きな実がなるのではないのでしょうか。

そうした中で、市長の考えておられる、武雄市の最優先事項、政策の幹となるものはなんとお考えでしょうか。

今後、総合戦略を策定していく中で、大きな、大事な一点だと思いますので、この点をまず市長にお伺いをさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／まず今回の地方創生戦略、これの策定にあたっては、議会の特別委員会で、ご議論いただいて、そして、市民の意見も踏まえながら、最終的に形にしていくというものだというふうに、まず認識をしております。

その上でなんですが、私の考えを述べさせていただきますと、あるものを行かした、にぎわいの創出、あと健康づくり、子育て支援、教育改革、三本柱をあげております。

地方創生とは、未来に続くまちづくりだというふうに思っております。

いわば、持続可能なまちづくりだと。

その中で、先ほど三本柱申し上げましたけど、私としては、子育ての支援、そして、教育、これを注視してやっていきたい。

昨日、夜6時からバンキシャで、武雄市の教育取り上げられまして、かなり、私のところにも反響が来ました。

皆さまの所にもあったと思っております。

今、武雄の強みのひとつは教育、ここをさらに伸ばして地方創生につなげていけたらというのが現在の私の考えであります。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／三本柱の中で、子育てを重視しているということで、まさに、重要な点だと思いますけど、私なりには、政策というのは、地域資源の発信、魅力づくりだと考えております。

そういった中で、議員も、吉川委員長を中心に地方創生総合戦略特別委員会が設置されておりますので、そこで大いに議論をされて、先ほど市長がおっしゃられた、持続あるまちづくりのため、われわれ議員一丸となって、施策の提言をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、冒頭武雄市の人口減少、将来の姿を示し、人口問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、というような話を壇上で話されていましたが、武雄市の人口問題について、具体的に、皆さんと情報を共有化させていただきたいと思っております。

まちひとしごと創生長期ビジョンの概要について、日本全体のことについて書いてあるので、読ませていただくと、人口減少時代の到来ということで、2008年に始まった人口減少は、今後一層加速的に進むだろうと。

そういった中で、人口減少の状況は、そういった中で地域によって、大きく異なる。

そういうふうに、2010年から、2040年、今からですね東京都市部では約6%減少。

5万人以下の地方都市については28%の減。

さらに、過疎地域、市町村にいたっては40%の減少というふうな形の統計が打ち出しがあります。

具体的に、武雄市を見てみると、これも一般質問で出てましたけれど、武雄市全体では、2015年、今、5万と17人。

あと2040年、25年後には、4万と267名。

9750名減と、比率にしますと、19.5%。

武雄には、9町あります。

武雄町、橘、朝日、若木、武内、東川登、西川登町、山内、山田町と、そういった中で他区町の人口がありますが、一律 19.5%かけてみると、全市町がマイナスですよ。

そういったなかで、私若木町ですので、ちょっと一例を出しさせていただくと、今年 15 年、1771 名。

2040 年、25 年後、19.5%減少をかけてみますと、1465 人、345 の減ということになります。ただ、過去 10 年間、若木町の人口減少の平均をとってみますと、26 人ほど減少をずっと続けているということです、平均的に。

25 年かけると、なんと 650 人減。

1121 人まで落ち込むというような状況。

先ほど、過疎地域に至っては、40%減少と冒頭話をさせていただきましたが、如実に、36.7%という数値が、一致するような、減少率が今、ひしひしと周辺部には押し寄せているのではということで、一律比よりも現実比を見たときにこのような現状の中で 30%としたときに、25 年後武雄は 3 万 5000 です。

合併するときの人口に戻ってしまうというような、重要な人口減の問題を、もう一度市民の皆さんと認識を共有しながら、特に先ほどいった周辺部においては、36%から 40%ということで減少率を市長、ちょっとこれを見られて、周辺部の人口減少をどう感じられるか、お尋ねさせていただきます。

ご答弁をお願いします。

議長／小松市長

小松市長／これは非常に、衝撃的な数字だというふうに考えております。

先般、私のほうで申し上げたことのちょっと繰り返しになりますが、私の妻の実家の大分の町が 11 年前、4000 人いたのが今 3000 人だと。

そして、その 3000 人のうち、昨年生まれた子どもが 1 年で 2 人だったというそういう衝撃的な話を聞きました。

それをどうしてもそのようにしてはいけないと思っております。

周辺部対策は今やらないと、取り返しがつかないことになるというふうに思っております。ぜひ、そこは周辺部のいわば不利な点、情報通信であったり、公共交通であったり、そういった点を少なくともゼロ以上に戻す。

そして、加えて自然環境など、食とか。

いろいろ豊かな部分があるので、そこを伸ばすというこの 2 つの政策を打っていきたいと思っております。

議長／6 番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひ、周辺部対策を施策の重要な位置づけとして、取り組んでいただきたいと思います。

人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていくと。

言いかえれば、人口減は周辺部から始まり、中心市街地に広がっていくということを、市長今一度認識を改めていただいて、周辺部対策をぜひとも力をいれていくことを切によろしくをお願いを申し上げたいと思います。

要は周辺部、当然中心市街地も一緒になって、活性化することが、全体の武雄市の活性化につながると私も思っていますので、私もよろしく申し上げます。

そういった中で、きょう紹介をさせていただきますと、地域資源を活用し、地域活性化事業へということで、取り組みを紹介すると、若木町の情報発信として、皆さん全員こられたとおもいますが、大楠、それから川古の大楠、それから河内の桜ですね、ライトアップで非常に幻想的なものです。

それと風穴ということで夏でも、温度が中に入ると10度前後ということで、最近観光客が増えているというようなところで聞いています。

そういった中で、第4の矢といいますか、***は知っていますか。

***の横にはイチョウのきがありますが、若木町の菅牟田。

自然のわき水が出るところ。

干ばつときでも水が絶えないと。

若木町の100年史にも載っています。

この水を、武雄町内、朝日町に配って、しのいだということも聞いております。

若木町の菅牟田区の人が地域を盛り上げていこうということで、ここはもう一度整備しながら、交流人口を増やそうということで、佐賀県版の地方創生に応募をされ、認定をされたようでございます。

そういった中で、まだまだ今からが整備になっていくと思いますが、ぜひ武雄市も今回の事業費は佐賀から援助がきますけども、武雄市としても今後こういうことは情報の発信、情報支援、それから人的支援、あわよくば、財政支援という形の中で市もこういう企画に関しては協力をしていただき、地域を盛り上げていただきたいと思っております。

若木小学校も古川議員も紹介していただいています。食育スーパー事業も2年目をむかえて地元食材がなんと6割つかっていただいているという状況ですから、ぜひタニタとコラボをして、地域利用化はできないかといういろんな発想をしながら、地域も周辺部も頑張っていますので、どうかよろしくご協力をお願いしながら、最後の確認といたしますが、地域創生について、今と未来を語る会があしたから開催をされていくと思いますが、その中で、ちょっと2、3点確認させていただきますと、今会議でも、今と未来を語る会の目的は対話によるまちづくりということで、答弁をされていたと思いますが、あしたからの参加者。

あしたは、武内、若木の、武雄中学校校区で第1回目の今と未来を語る会が開催されるか

とおもいます。

そういった中でどのくらい来られるのかどうか。

人数を把握されていますか。

未来を担ってくれる若い人たちに呼びかけをしているのかどうか。

あるいは貴重な2時間という貴重な時間だから、先ほど、人口減少の共有化をしていこうという中で、そういった減少、地域の実情を見た資料等を提供して、そういうふうな会議をもたれようとしているのかどうか。

具体的、有意義な会議とするときに、どういった中身でどう進めていかれるおつもりなのか、その辺を確認します。

ご答弁いいでしょうか。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／地方版の戦略をつくる上での基礎になる会議ということで、今ご紹介ありましたように、あしたから開催を予定しています。

あしたは、若木、武内地区のほうで、北中のほうで予定していて、現在、参加予定されている方が、申し込みとして36名あります。

今回の会議については、前回もご説明申し上げましたが、自分のまちは自分たちで語り合いながら考えていこうというのを目的として、対話による会議の進めを考えております。

したがって、あらためてテーマを見つけて、提示するとかはそういったものを特に考えていない、ということです。

会議を仕切るというか、進める上で、専門的な能力を持っている、ファシリテーターに来ていただいて、それぞれの意見を各グループごとにテーブルについてとりまとめながら、意見の交換を考えているところです。

参加していただくのは、特にこちらのほうから積極的にということではないですが、各区を通じてとか、区長さんを通じてという形をお願いしています。

現在行っているところです。

よろしくをお願いします。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／あしたの参加者は三十数名ということで、あしたからは各地域で5回開催して、7月の17日には全体ワークショップということで予定しているが、あしたは私も参加をする予定であります。

そこでいろんな意見が出ればいいですが、あしたの結果を踏まえてまた機会があれば話をさせていただきます。

一回でいろんな意見が、地域の人の声が聞こえるかということですよ、市長。

そういった中で常に対話によるまちづくりと言われているものですから、各町単位でまちづくり協議会があるから、そこでいろんな、マンツーマンといますか、市民の顔を見ながら、そこで今回はという呼びかけもわれわれしていきます。

今回もしてはいますが、さすがに町単位でまちづくり協議会がありますから、日程から見ると、あしただけですよ、若木、武内は。

いろんな募集をされる時には、いろんな意見も出てくるかと思いますが、もっと幅広く声を聞くために、そういうふうな各町にも、こういうまちづくり協議会がありますから、そこでも話をしながら、よりよい持続あるまちづくりが必要だと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／今回、地方創生戦略をつくると、秋までにつくるといううえで、限られた日程の中で、このような形で、こちらか提案をさせていただいたところです。

それで松尾陽輔議員がおっしゃるとおり、やはり対話というのは、非常に大事だと思っていますので、これをスタートとして、そして今後、そこは同じような場を増やしていきたい。

しかもきめ細かく行っていきたいと思っています。

まずは、今回、回数は本当に申し訳ない5回ということで、考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひ、町単位での開催をよろしくお願いを申し上げながら、次の質問に入らせていただきます。

次は、新公会計制度について、話をさせていただきます。

今年の1月20日付けで、2017年度、3年間でICT教育ではありませんが、ICTを活用した固定資産台帳の整備と、複式簿記の導入をする要望が確認されてます。

現在、数多くの自治体が採用しております、現金の増減のみ記帳する現金式機器を採用してはいますが、取引の発生ごとに、発生式複式簿記に移行するというので私も確認をさせておりますし、非常に期待をするところであります。

そこで、今回系と、違いということで、複式簿記と単式簿記の違いをちょっとお話させていただくと、企業会計、一般企業の会計は、複式簿記による発生後に処理する。

市役所というは、単式簿記による献金主義会計を採用してはいます。

今回の総務省の通知で、新公会計制度を導入しなさいということで、複式と、固定資産税

台帳の義務化をされました。

ただ言葉的に、複式簿記、単式簿記といっても、わかりにくい部分ではありますが、なかなかどうということかということ、私なり、ちょっと仕分け的に話をさせてもらおうと。

例えば現金 100 万円で車を購入したと。

市役所の公の単式簿記では、現金支出 100 万を記帳するのに福利 100 万。

IT 担当がわかりません。

試算の減少、どこに 100 万いったかというのは、今の公開計ではわからんとですよ。

それを、企業会計の複式簿記、現金支出 100 万円と同時に、資産の増加も記帳しなさいということで、ここに車という 100 万が出てくる。

単式簿記では見えなかった 100 万という試算のストック状況がわかるようになってくる。

そこでお尋ねですが、もう少し専門のほうから説明をいただきたいと思いますが、当市にお公開計の状況と、今回の新公会計制度について今後どのような効果があるものと、認識をされているのか、お尋ねします。

ご答弁をお願いします。

議長／北川政策部長

北川政策部長／おはようございます。

新公会計制度についてということでございます。

ご指摘のとおり、各地自体で、従来から各地自体で策定、公表されておりました、貸借対照表なども財務諸表について、より、詳細な管理と分析を求めるとともに、資産、先ほどありましたように、資産、負債の状況をよりわかりやすくするために、財務書類の整理をなさйтеということなんです。

これまでありました、貸借対照表に加えて、行政コストの計算書、純資産の変動計算書、それから、資金の収支計算書の 4 つがの整理求められている。

公会計のモデルは複数ございまして、各市、町がそれぞれにつくってございまして、非常にわかりにくいというのが、これまでご指摘ございました。

武雄市については、平成 22 年度から、これは 21 年の決算ですが、総務省の基準モデルというものを採用して、これまで、作成・公表をしてきた。

新公会計制度の導入については、今年度の公開制度の基礎となります、固定資産台帳の整備を行って、平成 29 年度、平成 28 年決算から公表に向けて、準備をしていきたい。

さらに、これによって、どう変わるのかということですが、先ほど申しましたように、新公会計制度の基準が統一されることで、各自治体間の財務状況が比較ができるということになると思います。

それと固定資産の減価償却や遊休資産の売却資産の時価評価、あるいは資産評価を正確に比較できるようになるかと思えます。

さらに、学校施設の老朽化対策の優先順位を検討する基礎資料とすることができると考えております。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／分厚い決算書です。

企業の決算書からしますと数倍厚みがあります。

そういったなかで、財産当初に関する調書ということで、一番最後に載っていますが、土地も、何筆もあります。

地価、原価が見えないというか、並記だけですよ、何平米かだ。

いくら時価があるのかわからない。

あるいは、例えばいろんな備品もあります、エアコン33台ありますよ。

いま原価としていくらなのかということがわからない。

これが見えてくるという状況ですので、ぜひとも議会は、全国的にも市議会は、いろんなyoutubeとかいろんな形で、モニターの利用とか、全国的にも見える化ということで、非常に注目を浴びてるが、ぜひとも武雄市の会計においては、要はひと言でいうと、数値化、見える化、わかるかが、今回の新会計制度ですので、ぜひともよろしく申し上げたいとおもいます。

そこで私からの提言といいますか、ICT教育を導入した整備と、複式簿記の導入で、おおいに活用ができるかと思えます。

みなさんも決算委員会とかで、いろいろ審議をしていますが、観光目的とかで形でむかえております。

官にはいろいろな部が混在しています。

そうした中で、なかなか私もある程度、金融機関におりましたから、関係上、計算は見てきましたが、公会計の決算は見づらい。

コストが見えないという状況であります。

そうした中で、東京都は、敢行の区分を一部、一部機関、一款一目と整備をされているようです。

こうなってくると、各部ごとに説明をいただいて、非常にわかるわけですね。

今の公開計では非常にわかりづらい、あるいは、性質別予算が、事業別予算へということも、一つの事業がどれだけコストがかかって、どれだけ費用対効果は、公開計では難しいところですが、見えてきますから、ぜひ研究していただいて、市民にも見えるかという状況の中で、公会計の整備をぜひとも急いでいただいて、研究をしていただきたいと、ことおを切に私のほうからお願いいたします。

3つ目の質問に入らせていただきます。

生活困窮者自立支援制度について、取り組みの状況と、今後の対応と質問させていただきます。

ますが、冒頭申し上げたとおり、生活困窮者自立支援制度が、4月に、施行したばかりです。

まだ2カ月くらいしか経ってません。

今月10日、公明党はこれに対しては、全力で取り組んで制度に関しては実現をさせてきました。

4月に社会福祉協議会に、相談窓口をいち早く設置をしていただき、積極的活動に感謝を申し上げるところですが、この自立支援法、生活困窮者自立支援制度、特徴というのは、いろいろな子育て支援制度とか、生活困窮者自立支援制度の特徴は、どういったところに特徴があるのかどうか。

その特徴をしっかりと認識しておかないと、せっかくできた制度ですから、これを広げていくためにも大事な視点ですから、当執行部が制度に関しては、特徴を握っておられるのかどうか、ちょっと確認をまず始めにしたいと思います。

ご答弁をよろしくお願いします。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／先ほどご紹介いただきましたとおり、この4月から武雄市のほうは、社会福祉協議会に委託をして実施しています。

一番の特徴は、自らの力で、自立した生活を続けたいと、希望される方のご相談。

この窓口がこれまでなかった。

この窓口ができたのが一つ大きな特徴。

特にこの相談に関しては、経済的な項目、問題のみならず、健康問題あるいは、家庭との問題も含めまして、相談をお受けしているのが、大きな特徴だと思っております。

もう一つは、法律の趣旨にあります。地域の方々の連携、こういった特徴もあります。

こういった、総合的に、地域、あるいは行政、さまざま相談も受けて、自立の支援を続けるのが大きな特徴だと思います。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／特徴を、1つ2つおっしゃっていただきましたが、ちょっと私の認識と違うところがあります。

私の今回の自立支援制度の特徴としては、人が人を支援する制度なのですよ。

もちろん、自力でなんとか自立したいという方がほとんどですよ。

それをつなぐ制度です。

そういった中で、これまで生活困窮者支援というのは、お金などの給付事業がほとんどでしたけど、今回は、住宅に関する給付だけで、一切給付はありません。

ようは、この制度の軸は、相談者をいかに従来の給付に結びつけられるのか、というコーディネート、調整機能ですよ、今回の自立支援制度は。

既存の制度に人を合わせるんじゃなくて、人をどうやって柔軟に、今ある制度に結びつけていくか。

そこが大事な所だと思います。

人が、人を支援する、そこをちょっとおさえていただきたいと思います。

そういった中で、いろいろな家庭環境、生活環境におられる方もいます私もいろんな相談業務で、相談業務があります。

その中で、NPOの、武雄若者サポートステーションでもフリーターの方々に対して、事業の展開で、お母さん方も全力をつくしていただいて、何とかして若者たちをと、事業展開をされている状況ですが、武雄市内のホームレスを見かけたことはありません。

そういった中で、引きこもり等がどのくらいおられるのか、把握されているのであれば確認をしていただきたいのですが、よろしくお願いします。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／引きこもりの数ですが、市のほうでは把握をしていない状況です。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／プライバシーの関係で、なかなかその辺が、調査が難しい部分が、個人情報保護法じゃないですけど、こういう方が難しい部分ですが、民生委員も地域をまわっていただいていますから、今後は、把握していくべきだと思いますよ。

そういったことが今回の自立支援制度に結びつくわけです。

なぜかという、先ほど、武雄の社協に相談窓口を設けられて、出向いて行かれる人はいいですよ。

しかし、行きたくても行かれないとか。

お母さんが言っても、なかなかいけんと、どう、この制度に結びつけていくかというのが、冒頭言った、人と人を支援するという、そこですよ。

そういった中で、どのようにそういった、行きたくても行かれない。

行かれない人たちに、どう手を差し伸べるか、具体的にどういった形で、取り組みをされているのか、考えているのか、確認をさせていただきたいのですが、まだ、走り出して2カ月でしょうが、よりよい制度化にするにはご答弁をよろしくお願いします。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／ご指摘のとおり、来所、あるいは電話での相談をしています。

ただ、そこは町の姿勢の体制というのが、この4月、5月の実情です。

ご指摘のとおり、こちらから赴く、民政員の方から、情報をもとに、何らかのアプローチをすることは、求められる。

2カ月、またご指摘の内容等も含めまして、相談員との今後の相談のあり方、課題と受け止めて、対応していきたいと思います。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／先ほど言いました、相談に来られたらいいけど、来られない人たちをどう支援するか、非常に重要な部分ですので、支援体制を、人員が足りなければ、ある程度の人員を確保していただき、そういう方々に目その中で、もう1点、入り口と出口の問題ですよ。

要は、相談というのは入り口です。

ドアを開ける、相談入り口です。

相談の後に、出口の問題ですよ。

例えば、出口、入り口は、社協の相談窓口で、出口。

例えば出口は、就労準備事業、家計相談事業。

いろんな任意事業なっていますが、あつてこそこに、ご案内ができるというか、この方がこういう形で、とりあえずは、就労準備事業に、なんとか関わりながら、自立させていこうという出口。

出口の部分は、各自治体の任意事業ですので、その部分の出口を、どのような事業を今後展開されていくのか、非常に出口が大事な部分ですから、窓口だけつくっても、どこの事業に結びつけるか、出口の部分はどう考えているのかを、ちょっとお尋ねをして、確認します。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／今回の制度につきましては、かならず行わなければならない事業、それから任意の事業があります。

自立相談支援事業と、住居確保給付金事業、この2つが必須事業です。

武雄市のほうは、任意での事業がいくつかありますが、その中でも家計支援事業、それを任意でさせていただいています。

就労準備支援事業、任意事業に列記されている内容です。

今年度4月にスタートしています。

われわれとしては、相談内容も含めて、実績等を含めて、今後の任意事業がどうあるべき

か、対応としてどういうふうな事業が必要なのか、ここら辺につきましては、検討させていただきたいと思うし、相談事業としてはずっと続くのでこの任意事業の内容を実際の実績とふまえて検討させていただきたいと。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／武雄市は任意事業として家計相談事業を行っているということですが、例えば、就労に必要な実施する事業、生活困窮家庭の子どもたちの学習の支援、困窮者の自立に必要な事業と、事業の展開ができると思う。

ただ予算が事業には伴うので、単独でできない場合はせっきく広域でその辺は連携を取っていただきながら、広域連携プレイでこういった方々に手を差し伸べる、今回の制度ですから、ぜひともよろしく願います。

そういった中で、この自立支援が市民の皆さんに周知できているかなというのが、非常に不安ですが、武雄の4月ごろでしたか、武雄市生活支援自立センターということで大きいのってはいませんが、なんとかこういった形を先ほど申し上げたように来られる人はいいのですが、なかなか出られないとか、7年悩んでいるとか、子どもを、娘、息子をなんとかという部分が非常に多いです。

今の状況で武雄市は。

人数を把握していないということでしょうが、私は、何十件とも相談を受けている状況の中で、いまいちど制度の周知の徹底をお願いしたいです。

ぜひともまた時期を見計らって、掲載をしていただいて、この制度の周知をお願いしたいですが、お考えはどうでしょうか。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／周知が一番大事な事だと思う。

制度、こういう制度がありますというのを市民の皆さんにきちっとお伝えするのが一番大事です。

市報あるいは社協の広報誌、それから市のホームページを利用しながら今後進めていきたいです。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひともよろしく願います。

生活保護の適用を受けている方はいいんです。

生活保護に適応される方はいいですが、今回の制度は法律の生活保護を受ける前の狭間と

いいですか、受けようにも受けさせたくても資産があるとか、いろいろ基準がありますから。

制約もありますから、受けられないと。

しかし、現実的に非常に困窮なさっている方が非常にそういう方が多いです。

そういった形で法律の狭間の部分を埋めるのが今回の自立支援制度ですから、ぜひとも、冒頭に申したように人と人とを結びつけていただきたいと思います。

それと、結びつけていただいて、出口まで紹介をしていただくのもいいんでしょうが、そのあとまでのフォローをぜひともしていただきたいと思います。

またいつそのような状況になるかもわかりませんから、あとの人的サポートもあとのほうまでよろしくお願いを申し上げながら、生活困窮者自立支援事業については、この辺で止めさせていただきます。

それでは最後の周辺部対策について、周辺部の要望と対応についてということで、最後の質問に入ります。

空き家活用で起業支援、補助金制度の制度適用を、ぜひお願いしたいと話をさせていただきますが、田舎町、若木町下村、私の家の近くですが、空き家があります。

真ん中の家ですが、ここが空き家でした。

ここ空き家です。

ここに沖縄の石垣島から移住定住を今していただいています。

定住支援とか、移住補助金制度はここまでなんです。

ここに創業、起業、なんとか、周辺部を人口交友させたい、地域に活性化をもたらしたいという思いで、古民家を利用して 50 cmほどの梁がむき出しで利用されるということで、50cm の梁が一本柱。

ただ建物ですから、衛生的にはちょっと。

ゆいまーるさんということでカレー屋をオープンする予定ですが、先ほど申し上げましたが、この移住定住までは補助金がありますが、創業、起業、商店街の空き店舗には補助制度がある。

しかし、非常に今、空き家が武雄市内でも 500 軒ほど空き家があるということで聞き及んでいます。空き家に定住してなんとか、地域で起業したいという方に支援の手が伸ばせないかということで制度化ができないかと、ご提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／新たに起業されたり、店舗を開設の希望される方、そういう方についての補助制度ということですが、国による、創業促進補助金制度というのがございます。この制度については武雄市では商工課の窓口になりますが、今年の5月に武雄市創業支援

事業計画という計画が国による認可されて、武雄市でも活用されることになりました。空き家を利用して開業される活用できる制度ですので、周辺部で空き家を利用して、開業を希望される方については、現在、市であります、定住特区の補助金、国の補助金制度を組み合わせ、これらを組み合わせ対応していきたいと思っていますところ。以上です。

議長／小松市長

小松市長／今、部長から答弁あったのが、定住特区補助金と創業の補助金を組み合わせるという話でした。

創業の補助金のほうは確か県内でも武雄ともう1カ所ぐらい。

佐賀市の2カ所が経産省から認定を受けたということで、武雄市ならではの部分であると思っております。

基本的にはその整備はあるんですが、企業支援から離れて空き家活用となった場合に、そこに人を呼び込むというところでは、これもアイデアの1つかなと思っております。

私も調べまして、大分県の宇佐市に同じような制度があるということでしたので、ぜひそこは担当課に宇佐市のほうに調査にいて、その実態、現状、効果を早急に調査をして必要であれば空き家の活用ということで、制度設計もしていきたいと思います。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／ぜひ、空き家特別措置法が今回発令といいますか、実施をされて、空き家をなんとかせんといかんという形で日本全国的な問題でぜひとも周辺部も非常に課題の一つでもありますので、制度化していただくことをお願いしますが、そういった中で、これも昨年9月に武雄市の産業創業支援センターの取り組みをということで、話をさせていただき、静岡県富士市の産業支援センターで、訪問をしました。

非常に素晴らしい取り組みですよ。

先ほど国からの認定を受けたということで、ぜひ、行政と、商工会議所、商工会、金融機関と一体となって、専門的な知識がいるわけなので、総合支援をするためには。

せっかく今回認定を受けたので、武雄市にもぜひともそういうふうな、総合支援センターという形で、標榜をして、なんとか地域に、武雄市でもいいけど、地域にそういった企業家を集めるという形を、積極的に取り組みたいですが、市長、このような創業支援センターという、取り組みもぜひ、していただきたいと切にお願いを申し上げたいですが、考えはいかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／地方創生では、先ほど、グラフに出していただきました人口減少が見込まれる中、いかにこれを、くいとめるかというところが、大事になってくると思います。

これも一つのアイデアであると思いますので、今後の地方創生戦略の中でも、特別委員会でも充分ご議論いただければと、思っていますし、私も頭に入れておきたいと思っております。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／富士市の支援センター長も、2、3日前ですか、テレビにも出ておられて、非常に素晴らしい、支援をされていることも、われわれも学んでましたし、1日何十人も訪問者がありまして、いろんなノウハウを提供しているので、せっかく認定うけたいじょうは、こういった形のセンター的な部分を官民、商工会、金融機関、一帯となって、周辺部地域の産業を盛り上げていただきたいと、切にお願いいたします。

次の質問に入ります。

次は、生活道路の整備についてですが、若木町の、山間部です。

1台しか通行できない。

あるいは、菅牟田地区ですが、路面がはがれて、はがれたところにセメントを打ち込んだだけです。

あるいは石垣が崩れて、大雨のときには、いつ落ちる、いつ崩れるかわからない状況の、生活道路ですよ。

あるいは、側溝がないものですから、簡易の側溝をつくって水路を設けていらっしゃる。

これは山間部ですよ。

あるいは、側溝が途中まで来て、先がまだ着工されていないというのが、周辺部の実情です。

そういった流れで、最低の生活ライフという部分の中で、ライフラインの整備をいち早くお願いしたいということで、周辺部の地域の共々に地域の活性化をすべく取り組んでいますから、この辺もぜひ限られた予算で、菅牟田も若木町だけではなく、武内も、川登も、積極的に予算をある程度の組み入れていただいて、計画的な整備事業をお願いします。

なかなかこういう状況で、菅牟田にきてくださいとなかなかこういうところはちょっと、これは二の足をとなるので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

大事なことです。

市長、その辺に関して、冒頭で言われました、菅牟田対策には、重要な位置づけとされているということで、ぜひともその辺の予算付けを今後検討していただきたいですが、ご答弁をよろしくお願いいたします。

議長／小松市長

小松市長／私も、この前まるやまキャンプ場に、公用車でいったときに、なかなか難儀した経験があります。

まさに菅牟田地区、通ったときですが。

生活道路として、周辺部で、そこで暮らしたいという人がいる以上は、そのインフラ整備はしていかなければならない。

予算も、ありますので、そこはいろいろご要望もかなりたくさんいただいていますので、計画的にすすめていきたいと思っております。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／よろしく願いをしておきたいと思います。

周辺部におきまして切実なるものというか、早急に、高齢化も進んでおります。

地域の事業に参加する年齢も、65、70 近い、60 で若いという状況ですから、ぜひともそのへんの整備は、市がぜひとも支援をしておきたいです。

最後の質問に話させていただきます。

かせすつ隊、たすかった券の取り組みということで、社協でかせすつ隊事業ですが、取り組みを4月からされております。

非常によかったの、武雄でもということ、最後の提案にさせていただきますが、なかなかちょっとしたことが頼みにくいという声が非常に聞きます。

例えば、庭の剪定はシルバー人材センターにお願いするとか、屋根ならそういう専門家の事業の方がいますが、ちょっとした買い物を頼みたいとか、なかなか頼みづらいというのが、今の世の中というか、昔は、しょう油ば貸してということ、日用食品も、買ったり、貸したりと、最近はなかなか頼みにくい。

そういった中で、かせすつ隊ということで、100円券、1000円券を買っていただいて、お願いしたい方に100円券を渡して、助かったと言う声も、なんとかできんだろうかという話もありますが、よければぜひ、こういったかたちも、かせすつ隊、たすかった券ということで、高齢者が進む中で、武雄市も、いろんないろいろな社協も取り組みをさせていただいております。

ボランティア活動とかいろんな取り組みがあるなかで、ぜひとも、こういったたすかった券というような、よりよい、住みやすいまちづくりにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／これは、今後、必ず必要になる部分の支援かと思っております。
大町でされていますが、私も聞きますと、担い手をどうするのかというところが課題であるというふうに、伺っております。
それぞれ、地域ごとに、特色であり、課題でありというのはさまざまありますので、これについては、ぜひ、地域の方もご協力をいただいて、そしてそれを行政が支援をするという形、互助の形が理想であると思っておりますので、ぜひここも、地方創生の中で、議論をしていきたいというふうにもっております。
いずれにしても、地域の方と行政が協働でやる事業だと思っております。

議長／6番 松尾陽輔議員

松尾陽輔議員／市街地の場合、担い手は、各公民館単位でつくってます。
それは当然のことだと思います。
公民館単位で、担い手を募集をして、かせすっ隊、たすかった券の事業展開を取り組みをご検討いただくことを切にお願いして、私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／以上で、6番 松尾陽輔議員の質問を終了させていただきます。
ここで、モニター準備のため、5分程度休憩いたします。

* 休憩中(11:10) *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
次に、19番 川原議員の質問を許可いたします。
ご登壇を求めます。

19番 川原議員

川原議員／皆さんこんにちは。
ただいま、議長より登壇の許可をいただきましたので、川原 千秋の一般質問を始めます。
今回は、3項目について質問をいたしますが、まず1項目に、空き家について質問したいと思います。
空き家対策特別措置法の全面施行ということで、本市の今後の対策についてお伺いをします。
2点目に、武雄市の財政状況と及び、基金の運用について。
最後の3項目、自治会の通販サイト、そのあたりについて、質問していきたいと思っております。

ではまず、空き家対策特別措置法の全面施行に伴い、武雄市の今後の対策についてお伺いをします。

昨年6月の一般質問での空き家の適正管理と、空き家バンク、これらについて取り上げてきたわけですが、前回の総務省の、住宅登記統計調査のこのデータは、これは平成20年のデータですが、この調査、大体5年に1回実施されるということでしたので、きっきんの部分としては、平成25年のデータということになります。

20年と、25年、これ比較をすると、この空き家、全国の空き家数は、この5年間で63万戸の増加。

全国の空き家総数は、約820万戸ということで、7戸に1戸が空き家とそういうことになるわけですが、今や空き家というのは、本当に社会的な問題となりまして、全国的に大きな行政課題となってきたわけであります。

このような状況を踏まえ、国や法の整備を行ってきたわけですが、本年5月26日に、空き家対策特別措置法が、全面施行となりまして、これまで空き家対策が進まなかったわけですが、この法の施行により、これから、大きく前進をしていただきたい、そういう期待もあるわけです。

そこでまず、初めにお伺いするのは、今回の特措法で、定義づけられた倒壊の恐れのある危険な空き家。

景観を著しく損ねる、そういう空き家というのを特定空き家と定義づけられたわけですが、この特定空き家に該当するような空き家は、武雄市内何件あるのか、どれくらいあるのか、まずお伺いします。

議長／北川政策部長

北川政策部長／特定空き家等ということでのまず、定義ですが、お手元に資料がありますが、モニターをご覧いただきたいと思います。

すみません、失礼しました。

今回、空き家対策特別措置法で申し上げます特定空き家等というのは、先ほど議員さんご指摘ありましたが、建物自体が危険であるということで、倒壊の恐れや、飛散が考えられるものであります。

景観上の問題ということで、景観に関するルールに著しく抵抗しないと。

具体的には、多数の窓ガラスの破損、窓枠の崩落が見られるもの。

それから衛生面に周囲に有害な影響をあたえるもの、俗に言うごみ屋敷とかです。

それに最後に、草木、樹木の繁茂が激しいもの、小動物が発生しているもの、こういう形で定義されているものです。

本市、武雄市においては、平成25年1月1日に条例を制定して、国に先行してこの対応をしてきましたが、この特定空き家等に該当するものと現在思われるものということですが、

平成 24 年度に区長さん(?)並びに消防団の方に調査してもらって、報告頂いたものが、430 件ありまして、その分について平成 26 年度に調査を実施しました。

その半数について、腐朽、破損が激しく、倒壊のおそれがある建物であった。

議長／19 番 川原議員

川原議員／24 年度の調査では、430 件、その約半数が特定空き家という、該当するというふうなことですが、特にこれ、問題になるのは、隣近所とか、道路とかに迷惑というか、そういうふうになっている空き家。

これは、やっぱり市民からの苦情とか相談とかそういうことになろうかと思えます。

そういう問題がある空き家、それに対する市民の苦情とか相談件数、それはどれくらいあるのか。

内容的にはどんなものがあるのか、お伺いをしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／先ほど申しました、430 件のうち約半数がということですが、これは精度の高い調査をしたわけではございませんので、報告あるいは、隣接者の方からのご意見等を含めて、整理しないとと思います。

先ほど、ご指摘ありましたように、どういう内容のものかということです。

これにつきましては、相談件数が 25 年 1 月 1 日に施行しました以降、33 件の相談件数があり、一番多いのが、草木、あるいは樹木の繁茂が激しくて、隣に影響、迷惑しているというのが、内の 23 件ありました。

それから、建物倒壊のおそれがありますということで、14 件、それから害虫小動物が発生をしているというような中身が、14 件と。

これは 33 件のうち、重複がございますので、そういった中身です。

よろしいでしょうか。

議長／19 番 川原議員

川原議員／相談件数が 33 件ということで、建物の部分とか樹木の伐採ということですが、それで、そういった相談件数があって、それに対応するとか、その相談を解決できたという部分、その辺りは、どれくらいあるのかお伺いしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／33 件ご相談あったうちですが、解決をしたものということで、建物の解体に至ったものが、8 件、樹木の伐採に至ったものが 2 件でして、合計 10 件でございます。

議長／19 番 川原議員

川原議員／33 件の内の 10 件が大体解決したということでございますが、しかし、なかなかこれが進まない状況だと思うんですね。

本当は 33 件早く解決できれば一番いいことですが、なかなか進まないという部分、問題点についてどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／おっしゃるとおり、33 件、ご相談あったなかで、3 分の 1 足らずしか解決ができてない現状です。

そうした中で、倒壊の恐れのある立屋についての、どの方の所有なのか、なかなかつかめないと。

今回、この特別措置法において、固定資産税情報の活用が法律でうたれている。

従来、条例を施行して運用していく場合は、個人情報ということで使えなかったということで、なかなか所有者が特定をできなかったということ。

それから未登記であったり、相続放棄がなされていたりとあるようなこと、それから、土地と建物の所有者が違っていたというようなことで建物の所有者と地主さんとの話し合いがうまくいかない、という問題もありました。

それと、持ち主はわかるが、経済的な理由で壊せないという状況もございます。

そういった状況の中で十分進んでいないという状況です。

議長／19 番 川原千秋議員

川原議員／今回、特措法が施行されたということで、そういった、これまで個人情報の保護という部分でなかなか進まなかったというのも、活用しながら進んでいかれるとそういうわけですが、最終的には強制的な執行もできるということになるかと思えます。

そういった中で先ほどご答弁いただいた、1 番問題の部分はこの解体費用をどうするかという部分なんです。

一般的に一戸建ての場合は、100 万～200 万くらいかかるのではといわれていますが、空き家を放置している方の中には、やっぱり所得的に低い方、経済的に難しい方が結構いらっしゃると思う。

だから、いままでなかなか進んでこなかったという部分。

解体費用を捻出するというのがその人たちのネックになっていると思うが、その空き家の適正管理という観点から、全国の自治体の約3割が一定の基準を設けて、解体費用の助成を行っていると聞いていますが、もちろん県内でも、唐津市、嬉野市が行っているということですが、本市も空き家条例の中に第10条か、その中に助成できるという文言もあります。

それからもう1つは、11条は寄付行為もできるという条項があるわけですが、全国、いろいろ条項はあっても、違うわけです。

武雄市はその助成、武内の補助、助成の要件はどのようになっているかをお伺いしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／この空き家対策についての助成措置ということですが、本市の条例第8条で助成できるとうたっております。

武雄市危険な空き家等除去事業費補助金交付要綱というのを、つくりまして、これによって助成を行いますが、基本的には所有者の責任において、対応する事柄ですが、経済的な理由で対応できない場合に限って支援措置を行っています。

助言、指導、勧告によって空き家の除却を行うことと、所有者の属する世帯が非課税世帯に属することという条件がある。

補助の対象経費については建物の解体、運搬、及び処分にかかる経費として補助金の額については対象経費の2分の1、上限を50万円としている。

これまでの実績として、1件ございます。

議長／19番 川原議員

川原議員／武雄市の助成のことをわかったわけですが、確かにこういう助成があるという部分は皆さんもちろんこれも特定されますが、知らない方もかなりいると思います。

多分そういう部分はそういう特定空き家になる家の、市役所から出向かれて、こういうこともあるという説明はしていると思うので、そういったこともこれからもっと積極的にやってきながら、なかなか市民の皆さんの苦情とか、相談、かなりまだあるわけですね。

いろんな方法を使いながらスピード感を持って、やっぱり問題の解決というのにぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。

その点についていかがでしょうか。

議長／北川政策部長

北川政策部長／せっかく、つくりました、条例です。

ただこの特別措置法ができましたことで、法との整合性もとりながら、条例改正をしないといけないのですが、この武雄市のもっているこの制度については引き続き継続して、きちんとやっていきたいと。

なおかつ、こういった制度があると、ご利用についても周知をしていきたいと思います。

議長／19番 川原議員

川原議員／ぜひよろしく願いいたします。

では次にお住もう課の所管になると思いますが、これまでの質問は老朽化が激しい特定空き家に対しての質問でしたが、今度、少し手を入れたら住めるような空き家ですね。

中古住宅。

そういう武雄市内に何戸ぐらいあるのか、わかればご示しをいただきたいと思います。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／手を加えたら住めるようになる空き家といいますか、そういったものがいくらかということですが、先ほど、うちのほうから答弁しました、空き家の実態調査。26年の9月に行った分ですが、そこからの数値を申し上げますと、今後、利活用が見込める空き家、それと修繕すれば利活用が見込める空き家がそういうのが約220軒程度あるということでございます。

以上です。

議長／19番 川原議員

川原議員／ちょっと、手を加えれば、なんとか住める空き家。

これ大事です。

どうしても、この空き家は放っていけばどんどん老朽化して住めなくなるわけですが、これをいかに活用するのが一番大事だと思います。

ここで220軒ほどあると。

中古住宅。

そして、この、空き家バンク。

これにどのくらいそんだけ空き家があるなら、どのくらい登録、空き家バンクに登録してあるのか、そのあたりをお伺いしたいです。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／空き家バンクの登録という状況ですが、人が登録されている方が、現在、4月時点で41名います。

あと、登録で物件。

空き家そのものがいくらかということ、それについては現在、6軒です。

以上です。

議長／19番 川原議員

川原議員／登録されているという件数といいますか、41名というのは武雄に移住希望の方ですかね、わかりました。

41名ですね。

今現在空き家バンクとして家を登録しているというのが6軒ですね。

こうして見ますと、希望者が多い。

41名。

しかしながら、空き家バンクに登録されているのが6軒しかないということですので、これやはりもっと積極的に空き家、中古住宅をそのあたりを探してといたらあれですが、中で空き家バンクの登録していただくような、そういった取り組みというのをやはり、今からやっていかないと、せっかく移住希望者が41名、いるということでご答弁いただきましたが、その方たちが入れないので、ぜひこれから空き家バンクの登録を増やすように、そうした取り組みぜひ必要と思いますが、そのあたりについて伺います。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／武雄のほうに移住して、空き家を利用して移住したいという方もいらっしゃいます。

その方のご要望に応えるためにも空き家をどれだけこちらのほうでも抱えておくかというのが非常に大事だと思いますので、その点について、情報をいろいろ収集しながら対応していきたいと思っています。

以上です。

議長／19番 川原議員

川原議員／ぜひ、空き家バンクの登録増やしていただけるように、お願いしたいと思います。

先ほども質問の中に出てきたわけですが、定住特区の補助金制度、これが武雄市にござい

ますが、これについてお伺いしたいのですが、この制度ができてから、これまでの移住者の状況はどうか。

年度ごとの推移がわかればお示しをお願いいたします。

議長／中野つながる部長

中野つながる部長／定住特区の補助金制度のこれまでの推移ということです。

事務自体は、平成 19 年度からということではなっていますが、数字を申し上げますので、よろしく申し上げます。

平成 19 年度が 7 世帯で 20 名。

20 年度が 6 世帯 14 人。

21 年度が 6 世帯 15 人。

22 年度 9 世帯 28 人。

23 年度 26 世帯、89 人。

24 年度、4 世帯 9 人。

25 年度、16 世帯 44 人。

26 年度 14 世帯 43 人。

昨年度までそうした状況でして、これまで合わせて、88 件で、262 名という実績です。以上です。

議長／19 番 川原議員

川原議員／ありがとうございます。

この 8 年間で 88 世帯の 262 人がこの制度を活用して武雄市に来て、移住されているということ。

確かに、この制度は効果があると思う。

そして、これから特に教育移住ですか、今度の一般質問の中でも出てきましたが、教育の移住も含めて、活用していけば、周辺部の人口の減少もそういった抑制の対策にもできると思います。

そうした、空き家をいかに活用するかという、その対策にもなると思いますので、ぜひそのあたりは期待をしていきたいと思っております。

次に、空き家対策の最後の質問でございますが、これは木造住宅の耐震診断補助制度というのがございますが、これ安全で災害に強いまちづくりに向け、旧耐震基準で建設された、木造住宅の耐震診断の費用の一部を自治体が補助をするという制度でございますが、この制度は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された木造住宅が対象ということでございます。

県内では、佐賀市とか、唐津市、鳥栖市、***、鹿島市、有田町など 6 つの市、町が実

施していると聞いたわけですが、武雄市には、この制度があるのかなのか、そのあたりからお伺いします。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／今、ご質問の耐震診断を行う場合の補助と経費について、補助がないかということですが、これは空き家に限ったことではなくて、安心安全の確保の観点から補助制度があります。

佐賀県のほうでは、緊急時の避難路の確保、ということで、道路を隣接する先ほど言われました、新耐震基準施行の以前の昭和 56 年 3 月 31 日の建物については、耐震診断をする場合は補助があります。

これについては、国が半分、2 分の 1 ですね、県、市が 4 分の 1 ということで、全額を補助する制度です。

今言われました木造住宅、建物の耐震診断ですが、住宅・建築物ストック県政事業として、議員さんご紹介されました、6 市で補助制度がなされています。

これも同じく昭和 56 年 3 月 31 日以前の住宅の建物も対象になっております。

法律(?)としては、国が 3 分の 1、県市が 6 分の 1 ずつで、持ち主が 3 分の 1 が負担をするというふうな補助事業です。

議長／19 番 川原議員

川原議員／この制度、武雄市にもあるということですね。

これは持ち主が 3 分の 1、負担だったですか、どれくらいになるか、わかりますか。

わかるならお示しいただきたいです。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／耐震診断の経費になるわけですが、これは建物の規模によって、さまざまございまして、例えば 30 万であれば、国が 15 万、県、市が 5 万、持ち主が 10 万ということですよ。

議長／19 番 川原議員

川原議員／結構、耐震診断はかかるわけですね。

これはやはり、市民の安心安全という、そういう災害に備えて、そういう面での中古住宅をいかに活用してくかが、本当に大事なことであろうかと思えます。

そして、要は、今現在、住める空き家、こういったものもそれも何年かすると、老朽化して、特定空き家ということになるわけです。

そういうふうになる前に、いかにやるか、そういった、先ほど申しました、空き家バンクに登録を促すとか、空き家の利活用を図るということが、大事だと思いますので、今後ともまたよろしくお願い申し上げます。

では、次にいきたいと思います。

次に、武雄市の財政状況及び基金の運用について、お伺いしたいと思います。

まず、本市の財政状態について、お伺いいたしますが、財政の健全化を判断するのに、健全化判断比率というのがございます。

4つの指標があって、早期健全化の基準で判断するわけですが、その中の実質公債費率、これは借金の償還に対する、実質的な負担の割合を示すものであります。

将来負担比率、将来的な実質負担を示すものですが、ここ3年ほどの、平成23年度から25年度で結構ですが、健全化判断比率について、市としてどのような分析をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／資料とモニターで、説明を。

資料の、お手元でございます。

すみません、資料ありません、モニターだけです。

武雄市の財政状況 23年から25年の、健全化判断比率の状況ということでお示しをしております。

実質赤字比率、これは標準財政規模に占める普通会計の割合ですが、この分については、普通会計赤字ございませんのでデータありません。

それから、連結実質赤字比率ですが、全会計の赤字の割合ということですが、これについては、赤字ではないので、データはございません。

ご指摘のとおり、実質公債比率、これは借金の状況でございますが、早期に健全化を図りなさいという、なんと申しますか、指示と言いますか、基準がありますが、これについては25%という中で、平成23年からみますと11.6%、10.5%、9.5%という形で下がってきております。

それから将来の負担に占める負債の割合ということで、将来負担比率がありますが、これにつきましては、平成23年に30.2%だったのが、平成25年では8.7%と。

これにつきましては早期健全化基準というのは、350%ということになっておりますので、現時点では、範囲内にあるということです。

議長／19番 川原議員

川原議員／現在、健全化の方向に向かっているということでございます。

これまで、行政改革の人的な皆様のご協力、そういったものがあって、成果が上がってきているものとそういうふうに思いますので、市長をはじめ、職員の皆さまには***と
ころでございます。

ただその中で、少し気になった部分、それは負債の残高ですね。

負債の残高がここ数年、ちょっと増加傾向にあるようです。

例えば平成 23 年度の残高は、約 354 億、平成 24 年度、約 360 億。

平成 25 年度は、約 374 億ということで、平成 23 年、25 年は比較しますと約 20 億の増という
ことになっている。

これはもちろん、ここ数年、小中学校の大規模改造とか、図書館、歴史資料館のリニュー
アル。

それから市営住宅とか、そういった大型の事業を行ってきたというので、そういうふうにな
ってるんじゃないかなと思いますが、今後もまた小中学校の校舎、体育館、それから新
庁舎の建設とか、大型事業も着手をしていくわけです。

当然、有利な財政処置の合併特例債。

もちろんこれも使われると、活用すると思いますが、特例債が終わる、あと 5 年ほどじゃ
ないかと思いますが、そういった場合、特例債が終わったあと、その後の武雄市の健全化
判断比率辺りは、どのように変化をしていくのかお伺いをしたいと思います。

議長／北川政策部長

北川政策部長／議員さんご指摘のように、現在は合併特例債がございまして、この終期、
終わりは平成 32 年度でございます。

平成 26 年度、年度末の発行残高については 65 億円ありまして、これについては、有利な
財政措置があるために、今後庁舎等、対象となる事業に活用していきたいと思えます。

これに伴い、償還金の 7 割の交付税措置がなされるが、3 割は公債費となります。

また、ご指摘のように特例債終了後と考えると、交付税処置の起債は望めず、普通交付税
の減額などもありますことから、指標のマイナス要因が増えてくるのではというふうに考
えています。

今後も、これまで、いろんな手立てを加えて、こういった形で利活用含めて、起債の減少、
基金の増額を見てきたわけですが、今後は、改めてと言いますか、今後も含めて、職員
の定員適正化計画、あるいは事務事業の見直し、それから公共施設総合管理計画、アセット
マネジメントですが、この企画の策定と合わせ、営業価格の見直しを行ったうえで、さら
なる財源の確保に努めていきたいというふうに思っています。

議長／19 番 川原議員

川原議員／ありがとうございます。

やはり、これから財政的な部分、だんだん厳しくなってくると思います。

特例債も終了して、だんだん厳しくなっていますが、将来に向けて、どのような対策を講じていくかですが、その一つの具体例といたしまして、次の質問。

この基金の運用、これについて、お伺いをしていきたいと思います。

この質問、先日同僚の牟田議員さんから、基金の運用の有用性ということを質問をされておりました。

私もこれ、大事(だいじ)なことですので、先進自治体の事例等も紹介しながら、質問させていただきたいと思っております。

では、まず武雄市の基金の運用実績についてお伺いしたいと思います。

平成 23 年度から 26 年度くらいまでの基金の積立残高、運用収入額、利回りについてお示しさせていただきたいと思います。

議長／村山会計管理者

村山会計管理者／ご質問の、平成 23 年度から 26 年度までの基金の運用実績を申し上げます。

平成 23 年度は、100 億 9000 万円の基金に対しまして、2821 万円運用収益がございました。利回りにしまして、0.28%でございます。

平成 24 年度は、107 億 1000 万円の基金に対しまして、2540 万の収入がございました。利回りは 0.237%でございます。

平成 25 年度は、122 億 2000 万の基金に対しまして、1523 万の収入です。利回りは 0.125%となっております。

平成 26 年度につきましては、130 億 6000 万の基金に対しまして、1584 万円の収入がございまして、利回りは 0.121%でございます。

議長／19 番 川原議員

川原議員／ありがとうございます。

今、基金の運用実績、お示しをしていただきましたが、うちの実績だけ見ただけでも、平成 23 年度、約 100 億ということで、利回りが 0.28 ということでですが、これは今度の平成 26 年度と比較しますと、26 年は 130 億ほどあって、利回りが、0.121 ですね。

運用収入を考えますと、基金が 100 億でも、運用収益は約 2800 万、基金が 130 億あっても利回りが悪かったら 1600 万程度になる。

利回りというのが、非常に重要なものです。

これで、本当に差が出てくるとなりますので、武雄市の現在の、金融商品、これはどのような、基金を運用されているのか、その点について少しお伺いしたいと思います。

議長／村山会計管理者

村山会計管理者／基金の現在の運用につきまして、現在、国債、***県債、あわせて8億円。

定期預貯金、48億8000万円でございます。

議長／まもなく正午となりますが、引き続き一般質問を行いたいと思います。

19番 川原議員

川原議員／ありがとうございます。

国債、地方債、8億ということでございます。

普通の部分、定期とかで48億ということです。

本当にもったいないという気がいたしますが、簡単に福岡市の事例を少しご紹介をさせていただきますが、基金の運用ということでございます。

福岡市では基金が32ありまして、29の基金を財政局という部分で一括管理、また一括運用しています。

そしてその運用については10年以上の超長期の例えば、地方債、国債、債券のほうですね、毎年、一斉価格を購入する、それを運用するという、いわゆるラダー運用がありますが、そういったものを地方にしてやっているということでございます。

そして一般会計の資金不足がございますが、そういったのを銀行等からの一時借入による方法、それをとりましてやっているということでございます。

ですから銀行等に支払う、一次借り入れる利息という部分は確かに増加をしますが、その一方で大幅に上回る運用の利子と、そういう債券が確保できるということにして、実績として平成25年度は約2.3億円を一時借り入れとして利息として支払っていますが、基金の運用という部分で約36.1億の利子等を受け取っているということで、差し引き、約33.8億円がいわば運用益というふうになっているわけでございます。

そういう観点から見てみますと、武雄市に仮に当てはめたとしたときに約130億の基金があれば、運用次第ではこれが2億ちょっとくらいになるわけですね。

ですから現在、1600万程度の運用益でございますが、やり方によっては2億近くになるということで、大変これ、重要なことだと部分で、ご紹介をさせていただきました。

そういうことで、これからこういったことに取り組んでいくという部分で、今、うちの場合は会計管理者の方がある程度運用していると思いますが、こういう問題というのはやっ

ぱり財政全部で考えていくとか、それが必要だと思います。

市長自らも考えて、それだけの被害が出るということなので、全体で取り組んで、ぜひやっていただきたいと思いますが、市長そのあたり先頭に立ってぜひやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／基金の運用につきましては、3月に牟田議員からご質問いただいたあとですね。これまでは、国債5年ものを運用してたんですけども、5年超の運用も可能とするような運用規定の見直しをまず行いました。

したがって、これからは10年ものの国債、地方債の購入を行っていききたいというふうに考えています。

ちなみに国債の金利ですが、これは6月3日現在ですが、5年ものだと0.106%、10年ものだと、0.455%ということで、5年と10年でかなり利回りが変わるというのが見て取れます。

先ほど、会計管理者からもありましたように8億円満期を迎えますので、それについては今年度、10年ものの国債を10億円程度で運用していきたいと。

これによって10年ものを10年で運用して、10年もの国債を10億円購入した場合に、10年間で運用益というのは約4500万、現在の金利ですけども、増えることになります。

これは非常に資産の有効活用ということで、私はこの数字だけを見ても引き続き、1年未満、短期預金の運用なども考えて、リスクが取れる範囲でまだまだ十分に運用ができると思いますので、引き続き専門家の意見をあおぎながら、効果的な運用を進めてまいります。

議長／19番 川原議員

川原議員／ぜひ、これ本当に運用次第でかなりの運用益が出ますので、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次行きます。

議長／続けてください。

川原議員／では次の質問に移りますが。

議長／あと10分。

川原議員／次は、自治体通販サイトについて、お伺いします。

これは、武雄市が5年前から取り組んできた、通販サイトでございます、最初はF & B良品武雄からですか、それから始まりまして、F B良品、JAPANsg、そして今は、自治体の特選ストアというふうに名称、サイトが変わってきて、継続されてきたわけでございますが、先日の佐賀新聞にも自治体通販サイトの暗雲ということで、8つの市町脱退、費用対効果が大きく掲載されていたわけでございます

私も以前から気にはなっていましたが、この記事を見て、ネットの通販運営というのは難しいと思った。

そこで伺いたいのは、武雄市の状況ですが、立ち上げ当初からこれまでの売り上げ、経費、それから販売状況について、わかれば年度ごとに数字をお願いしたいと思います。

議長／井上営業部長

井上営業部長／議員、ご質問のサイトですが、おっしゃったように実際特産品を Facebook 等で***販売している販売のサイトです。

23年の11月からスタートして、15団体で運用しています。

実績ですが、左の方に加盟団体の全体の売り上げ、右のほうに武雄市の売り上げです。

24、25、26年度を比較して、全体として600万、2000万、2600万というかたちでゆるやかですが、増加傾向です。

武雄市でございますが、それに付随いたしまして、24年度、25年度、26年度で300万、600万、700万の売り上げです。

25年度の売れ筋商品は、武雄市のレモングラス、イノシシ、26年度は黒ニンニク、温泉湯豆腐、等でございます。

以上です。

議長／19番 川原議員

川原議員／武雄市の場合は26年度の売り上げ、約700万ですが、全体的に見たときに、15団体現在加盟されているということですが、2600万ということで、これは、多分自治体と申しますか、入るときに加入金というか、200万くらいと、月々の経費が15万かかるといういろいろございますが、そういった部分、武雄市の場合は当初から始めているので、200万はいかないかもしれないが、月々の運営するための経費、これはどのくらいかかっていますか。

議長／井上営業部長

井上営業部長／武雄市の運営費用ですが、24年が56万、25年度は同じく56万でして、年

度ごとに 56 万程度の運営費がかかっている状況でございます。

議長／19 番 川原議員

川原議員／武雄市は 56 万ということですので、ほかの自治体は 15 万というかたちで聞いていたわけですが、そのあたりは、56 万ですんでいるんですか。

議長／井上営業部長

井上営業部長／武雄市は、お話をさせていただいて、そして、皆さま方にお声かけをして、そうすると費用については、武雄市が費用を負担しているの、ほかの自治体とは少し違う状況です。

議長／19 番 川原議員

川原議員／はい、わかりました。

次に、先ほどの、新聞によりますと、8 つ市町が、脱会した理由があると思いますので、その点を伺います。

そのあたりお伺いしたいです。

井上営業部長／先ほど議員がおっしゃいましたように、加入時に、一時金を収めていただきまして、月々の運営費を払っていただいている状況です。

自治体によりますと、運営費用に見合った費用対効果が見込めない状況もあります。

それからふるさと納税の制度に移行して、そちらで特産品を売るというように、自治体の方針が変更したり、それから当初から、中には期限を定めて実証実験をするということ加入したところもありまして、そういった理由が、脱会をされました主な理由です。

議長／19 番 川原議員

川原議員／私も、費用対効果というのが、一番の脱退の理由かなというふうに思います。

この売り上げを見ても、全体で 2600 万の売り上げです。

だいたい 100 万を超したのが、5 つの自治体しかないと思います。

ほかは本当に少ない売り上げ。

そういった中では、それを継続していくには、費用対効果を考えますと難しいと思います。

そういうことで、今後武雄市はまあまあいいとしても、他の自治体は、なかなかうまくいっていないわけですし、そういった部分を連携をしながらこのサイトを続けていかないと

いけないと考えている。

これからの対策といいますか、通販サイトの、その対策を考えてらっしゃるなら、お伺いいたします。

議長／井上営業部長

井上営業部長／特産品を売る方法としては、いろいろあると思いますが、現在加入してしますので、今後できるだけ売り上げを上げていきたい。

具体的には、例えば、お中元、お歳暮の時期を狙ってそこで売る、あるいは、母の日、父の日などの催事を狙ってというのが考えられます。

例えば、武雄市の商品とほかの自治体の商品をあわせてコラボしていくことが考えています。

もう一つ、例えば売れ筋であります、米とか肉は人気がありますので、テーマごとに特集をとって、各自治体と横並びで商品を紹介をする方法もありますので、いずれにせよ、運営は加入自治体といつも綿密に連絡をとっておりますので、そういった変化がありましても、加入自治体を協議しながら運営をしていきたいと考えております。

議長／小松市長

小松市長／自治体の通販サイトは、目的は当初から地域所得の向上です。

これはポータルサイトでございますので、自治体が入るといって、自治体間の連携、その効果はありますが、一方で、各自治体の自助努力が問われるというふうに思います。

現実には、武雄市以外にも、南砺市は、自助努力を頑張られて、かなりの売り上げを上げています、聞き及んでおります。

今後については、当然、横の連携は図りつつも、武雄市としては、現在これだけの売り上げがあがっておりますので、引き続き、あらゆる企画を通じて、1件でも売り上げ向上につとめてまいりたいと思います。

議長／19番 川原議員

川原議員／いろいろな対策を講じていかれるということで、今市長もおっしゃいましたが、通販サイトの発足したときからの趣旨というのは、各自治体が核となって、地域のよいものを掘り起こし、それを全国に向けて発信する。

地域の所得の向上を目指すということで、本当に素晴らしい発想です。

しかしながら、現実にはそう甘くないというのがございますので、全国にはこういった通販サイトというのは、いっぱいあるので、魅力あるのが。

なかなかこのサイトというのは、魅力に欠けると思います。

ですから今後、加入自治体の中でだんだん減ることもあるかも知れません。

そういった場合、減っていったときにどうするのかということなのですね。

武雄市はまあいい。

利益が出ているかはわかりませんが、なんとか売り上げがある。

しかし、これがずっと減っていった場合、それでも続けていくのかどうか、そのあたりについて、どうでしょうか。

議長／静かに。

小松市長

小松市長／それは、そのときに判断をさせていただきますが、とにかく、われわれとしては精いっぱい売り上げ向上につとめたいと考えていきたいと思えます

議長／19番 川原議員

川原議員／ぜひ、続けていくように、頑張ってくださいと思います。

私もいろいろ考えた質問ですが、他の自治体とよくなれないと実際問題として、難しいと思います。

自治体サイトは。

いろんな、この中の加盟されている中でも、例えば、ふるさと納税のほうにシフトしていくと、この商品を持っていくという話になります。

そういったことも含めて、これから先のこともぜひ考えてほしい。

それは市長の判断ですので、ぜひ、そのあたりを考えながら、これからの自治体通販サイト、ぜひがんばっていただきたいと、このように、思うわけです。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

議長／以上で、19番 川原議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、午後1時30分まで休憩いたします。

* 休憩中(12:17) *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番 吉川議員の質問を許可いたします。

ご登壇を求めます。

13 番 吉川議員

吉川議員／議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまから、吉川の一般質問をさせていただきます。

今回は介護福祉行政について、そして、生活インフラの整備について、2項目でございます。

まず、はじめの介護福祉行政につきましては、皆さんご覧のように平成 27 年度の介護報酬の引き下げが 2.27%と引き下げられたわけでございます。

この介護保険については、平成 12 年からスタートして、3年ごとにこの報酬の見直しが行なわれていますが、これまでの経過を見てみますと、平成 15 年度に 2.3%マイナス改定、そして、平成 18 年度が 2.4%のマイナス改定ということで、2期連続でマイナス改定された。これは国の社会保障費を圧縮しようという、動きの中で、引き下げが行なわれたわけですが、いろいろな事業者の皆さんからの反発の声等もありまして、その 21 年度には、プラス 3%改定、24 年度については、プラス 1.2%改定ということで、2期連続で今度はプラス改定になった。

今年度、27 年度についても、事業者の皆さんは、プラス改定をしていただけたらというふうにおっしゃられたわけでありまして、27 年度については、マイナスの 2.27%ということで、非常にこの介護離れといったもの、人手不足が顕著になってきたわけですね。中身を見てみますと、今年度、介護職員の皆さんの処遇改善というふうなことで、プラス 1.65%をみていただいております。

そしてまた、介護の充実させるために、0.56%プラス改定をしていますが、そのほかの部分で、4.48%程、引き下げになっているということで、全体としては、2.27%の引き下げというふうになったわけでありまして。

さまざまな、事業所の皆さんの声があるというふうに思いますが、やはり全体として、マイナス改定されれば、事業を運営する方にとっては、非常に厳しい環境に今、陥っているというふうに思うわけですが、こういった事業者の皆さんの今の声をどのように拾われているのか、市として、答弁をいただきたいと思っております。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／私自身、この 4 月に新しい年度に代わりまして、市内の施設の数カ所、まわらせていただいております。

この際、在宅介護支援センターのほうをいくつかお願いをして、お会いした際に、介護報酬の改定の話が話題になったところであります。

この中で、施設運営としては、非常に厳しくなったというお声を直接私も拝聴をさせてい

いただきました。

特に、今回、先ほど議員ご指摘のとおり、介護職員についてはですね、幾分のプラス改定はありましたが、施設としては介護職がいたり、事務職がいたりします。

こういった方々の管理についてはまったく、管理されていない、ということで、施設としては、運営上、非常に厳しいということで、われわれも、お声をちょうだいしているという状況です。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／厳しい状況だということであります。

少し前のテレビ放送でですね、ニュースがあっていたわけですが、これは首都圏の例でありますけれども、特別養護老人ホームのですね、建設が今どんどん増えて言っているというふうな状況にあると。

しかし、建物はできたけれども、そこで働く人材が今、不足しているということで、約半分の施設が稼働率が悪いということで、高齢者の受け入れの要望があっても、それを断らざるを得ないというふうな深刻な状態に陥っているというふうなことでやっていたわけですが、この介護職員の平均賃金については、全産業課比較をしますと、約9万円ほどまだ下回っているというような状況にある。

そういう状況の中で、今回その介護職員の皆さんの一部分の手当では増額はされたわけですが、全体としては、事業所全体としては、マイナスの2.27%引き下げになっているということで、ますますですね、この介護の人材不足、そういったものが顕著になっているということであります。

そういったことで、これも武雄も恐らく、そうだというふうに思いますし、首都圏ではそういった事業の縮小、あるいは、廃止を余儀なくされる場所も出てきているという状況にある中で、武雄として、そういう事業縮小とか、廃止とか、そういった動きがあっているかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／今回の、報酬改定を含めまして、今のところですね、現時点では、市内で給与の改定等の状況をもとにですね、原因としてサービスが中断されているといった事例については、現在のところ、把握はしていないという状況でございます。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／ちょっと個別で見てもみますと、特に小規模の事業所あたりをこう見てもみますと、

非常に影響を今後受けていくだろうというふうに、言われておりますが、小規模型の通所介護、行きますと、これにつきましては、1カ月で、300人未満の方の受け入れをされている、1日あたり、7時間から9時間ほど受入をされているわけですが、そこの単価で見ますと、要介護1のところ、これまでが8150円といったものが、今回の改正で、7350円というふうなことで、800円のマイナス改訂がなされています。

そして、要介護3で見ますと、1万1080円、これが、1万60円ということで、1020円のマイナス、要介護5で見ますと、1万4050円が1万2810円ということで、1240円マイナス改定されている。

どこの階層もですね約10%近く、今回引き下げをされておるわけでありましてけれども、やはりここが、引き下げられるとなると、事業所としては、まるまるその収入がなくなるということになるわけでありまして。

国としてはですね、この社会保障費をできるだけ抑えていこうというふうな思いはわかるわけでありましてけれども、やはり、これがどんどん下がっていけば、やはり、事業としてこう成り立たなくなるという部分があります。

それともう一点、国のほうはですね、この介護保険、こういった宅老所、小規模の宅老所については、市町村で見てくださいというふうなこともですね、今、言われだしてきているわけでありまして。

そういう状況の中でですね、武雄市にも特別養護老人ホーム、4カ所ほどありますけれども、定数がそこで200名ございます。

それ以外に、そこに入れない方たちの受け皿がこの宅老所になっているわけですが、そういった、小規模の事業所がですねもう判断をしなければいけないような状況に陥ってきているわけですが、この小規模の事業所に対してですね、どのように考えてられているのか、どのような影響を今後及ぼすのか、答弁をいただきたいと思っております。

議長／平川くらし部長

平川くらし部長／議員ご指摘の通り、今回の介護報酬の改正につきましては、特別養護老人ホームそれから通所サービス、こういった2つのサービスについて、特に介護報酬の引き下げが顕著になっているのは承知しております。

特に小規模の通所サービスをされているところは、非常に経営上、大きな打撃になっていると承知しております。

市といたしましては特に懸念するところは、こういった報酬改定の、マイナス改定が、人材確保、こういったところへのですね、マイナス影響というのが一番心配というふうに考えています。

特に高齢者の方々を受け入れていただいている施設、こういったところのサービスが途中で中断しますと非常に介護保険の実施上も大きな痛手になるというふうに考えています。

市としては介護報酬ということで、国のほうの決定であります。懸念する部分も多々、思っているという状況でございます。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／この小規模事業者がですね事業を撤退される、縮小されるというふうなことになりますと今後の介護事業にとって、大きな痛手になるんですね。

このことについて、市としてどのような対応を今後取っていくのか、ここはやっぱり真剣に考えてやっていくべきだというふうに思います。

そこでですね、市としてどのような対応をするのか、市長の思いも含めてですね、今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

議長／小松市長

小松市長／これについてはまずは実態把握をします。

そして、その上で九州市長会に要望してまいりたいというふうに考えております。

私自身、部長からこのような報告は受けておりましたので、問題意識はありましたので、せんだって6月10日に県選出の国会議員と、意見交換会が東京であって、その場で国会議員の先生方に私から現状の報告と要望をさせていただきました。

福岡議員はじめ、福祉に非常に思いと、関心をもたれた議員もいらっしゃいますので、あとから終わってからしっかり、その話を受け止めるというふうに回答をいただいたところでもあります。

私としては、そのような場をとにかく、あらゆる場を逃さずにしっかりここは現状を訴え、要望を続けていきたいと、そのように考えております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／団塊の世代の人が、10年後、20年後、75とか80になられる。

そこまでいかずとも、もう今年、来年どのようにしていこうかと、切羽詰まった現場の実態はありますので、ぜひ、行政として現場のほうにでていって実態を十分に把握して国のほうにもあげていく。

また議会としてもそういった対応をぜひ、今後取っていきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしく願い申し上げます。

続きまして、生活インフラ整備についてでございます。

これは、武雄北方インターの周辺ですが、ドラッグストアの前だとか、ふたまたの交差点の前、ニシキ団地の前ということで、以前、質問させていただきましたが、非常に渋滞を

していると。

朝、晩混雑していると、なんかの対応策をとっていただきたいということで、ご提案をしていましたが、国道 34 号と県道北方朝日線、ここの交わる場所ですが、レーンが 1 つしかないということで、非常に混雑していると。

交差点を右折、左折、それぞれのレーンにわけるといった暫定的な処置ができないかということで、提案をあげておりました。

この件については、国道 498 号との建設との絡みもあります。

その後、どういった協議がなされて、市として検討してどういうタイムスケジュールをもって今後、対応をされているのか、この点についてお伺いします。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／国道 34 号と北方朝日線の交差点の件ですが、交通渋滞の解消ということですが、何度となく議員さんからもご提案をいただきました。

依然として、改修に至っていないという状況です。

交差点につきましては、杵藤に確認をしました。

暫定的なものではなく、国道 498 号の整備による抜本的なバイパス整備により解消していきたいというご返事でございます。

あわせて国道 498 号の整備もからむわけですが、国道 498 号の整備については、若木バイパスのほうが平成 29 年に完了する予定ということになっています。

その後若木町から北方町までの整備に入ることになるが、近いうちに県としてはルートを発表したいということでございました。

市といたしましては、早い時期での交通渋滞の解消ということも含めまして国道 34 号、北方町側からの事業の着手をお願いをしたいということで要望しているところでございます。

議長／13 番 吉川議員

吉川議員／国道 498 号の本線改良にあわせてやっていくということで、29 年度までに完成をするということで、その後に対応していただくということですね。

近いうちにやると公表をしたいと。

これはいつも言われることですが、公表については 6 月議会が終了してからという認識でよろしいでしょうか。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／新たな路線の発表ということですが、これは国道 498 号でして県の

管理ということになっています。

新たなものをつくるのか、ということになると県外のほうの関係もありますので、こちらからは言えないということです。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／極力、早くこのルートを発表していただいて、完成に向けて頑張ってくださいと思います。

渋滞緩和をぜひ望むものです。

それとこの武雄北方インターの周辺の部分にあります、インター西線です。

ここについても先ほどの本線が非常に混雑をするということで、このインター西線も交通量が増えています。

通勤、通学、あるいは生活道路として北方の皆さん、朝日の皆さん多く利用していますが、ここも道路拡幅、ならびに非常に見通しが悪いという問題点がありまして、以前からここも要望がなされていますが、この点についてどのような改良計画をたててやっていくのか、この点についてお伺いをします。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／市道インター西線については以前路線の全体を改良するという計画を進めています。

地元の了解がどうしても得られないということで、今、議員のおっしゃいますように、見通しの悪い箇所、ここを改良して局部改良。

事業で進めることにいたしています。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／いつから実施でしょうか。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／いつからということですが、早速入りたいと思いますが、一部、地権者の方もいるので、その方の承諾を得て、それから調査、測量して入りたいと思っております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／このインター西線でもう一点、見通しが悪いところがございます。

これはインターの入り口のところから入ったところですが、ちょうど急カーブになっていて、ここに、水路の管理棟がブロックであるわけでありますが、ここで非常に見通しが悪いということで、交通事故等も起こっているわけでありますけど。

この管理棟の機能を損なわない形で、移設をする、見通しをよくする。

このことをぜひ検討して、対応してほしいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／議員、ご指摘の、管理棟、水路のところでございますが、それはどうしても移動することができないというふうなことでございますが、再度、方法を検討しながら、進めていきたいと思っております。

ただ、隣接している水路が入っているわけでございます。

水路をなるべく、有効に活用しながら、道路幅員を少しでも広げていきたいというふうなことで考えております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／ここも非常に危ないところであります。

以前、このところの S 字カーブのところも、なかなか難しいといいながら、これは、行政のトップの判断も含めて、一丸となって対応したことによって、今、改良がなされております。

こういった危険箇所についても、もう一度検討して頂いて、いろんな方法があると思しますので、ぜひ、結論を出していただきたいなというふうに思います。

次いきます。

これは、国道 498 号の交通安全対策、これは初日に、17 番議員さんもお話をいただきました。

杵藤クリーンセンターの入口のところです。

これも、ご案内のとおり、ここ数年間で、10 件近く、交通事故が起こっているということで、なかなか地元から要望が挙がっても、対応してくれないということであります。

ここ非常に急カーブになっておりまして、若木に行く、上り車線の車の事故がほとんどだそうなんです。

どういうふうな、事故になっているかというと、やはりスピードの出し過ぎによって、曲がりきれずに中央線を超えて、歩道を乗り越えて、民家に突っ込むと。

この民家にも、3回ほど突っ込んでいます、車が。
それでもなかなか対応してくれないというふうなことであります。
ここで、お伺いをしますが、道路の標識については、どこが設置をして、どこか管理をするのかお伺いします。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／道路標識につきましては、規制標識、指示標識、警戒標識、それと案内標識などの4種類の標識がある。
制限速度、追い越し禁止等の交通禁止。
制限等を規制するのは、規制標識です。
横断歩道とか、安全地帯等の必要の地帯を示すのが、指示標識でございます。
これについては、公安委員会のほうが、設置をいたします。
それと、道路上、沿道において、運転上の危険、または注意すべき状態を予告し、運転に必要な、原則な注意深い運転を促すというのは、警戒標識です。
それと、道路利用者に、目的地または通過地点の方向、またその距離を示すのが、案内標識でございます。この2つは、道路管理者が設置をすることとなっております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／今、いろいろ説明いただきましたけれども、警戒標識の設置、これは、公安委員会ではなくて、道路管理者がするようになっているわけですが、市道であれば、武雄市が、そして、県道そして、三桁の(?)国道については、県の土木がやるとなっています。
この警戒標識の設置によりますと、読んでみますと、運転上の危険、または注意すべき状態を予告し、必要な減速や注意深い運転をうながさなければならないとなっております。
これが、道路管理者の役目なんです。
お尋ねをいたしますけど、地元のソエジマ区長さんから1年くらい前に、この事故の問題、提起そして、改良要望、あっているのか、ないのか、お伺いします。

議長／山下まちづくり部長

山下まちづくり部長／当該の現場の安全状態、事故が多く発生をしていると。
安全対策をしていただけないかということで、地元区長さんから、昨年8月に要望が出されております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／地元のソエジマ区長からも、要望がだされているということですね。

出されているとすれば、職務怠慢ですか。

これだけ初日から10件くらい、近年、事故があっている。

幸いに命に関わるような事故はあってませんが、民家に突っ込むという事故につながっているんです。

それをなんら対応していない。

全く職務怠慢であります。

道路管理者としての使命を果たしていない。

地元の区長さんも、そんな道路の大がかりな改良を要求しているわけではないです。

ここの警戒標識、まずは、このレベルからだと思います。

それさえやっていないんです。

こういった急カーブがあるという標識を付けるだけで、ドライバーの皆さんへのスピードの抑止力になるわけです。

なぜこれができていないのですか。

この件についてはですね、道路管理者、市であれば、小松市長になりますけれども、今回のこういった交通事故の対応、どのように認識をされているのか、そしてまた今後の行政運営として、どのようにやっていこうとされているのか、市長にお伺いいたします。

議長／小松市長

小松市長／やはり市民の安心、安全を守るということは、何にもまして大事な部分であるというふうに認識をしております。

こちらの道路管理者に対しましては、先だって、吉川議員も国道の期成会のときに、県に強く要望をされたのを、私覚えておりますけれども、市のほうとしても繰り返し要望をしております、現在事故の原因の究明、そして、安全対策をほどこしたいというふうに、県は言っているところであります。

加えましてまさにおっしゃるとおり、やり方としてはいくつかあります。

こうやって警戒標識を設置する、あとはスピードそのものを下げると。

これも公安委員会だと思っております。

これまでハードの部分での要望が中心でしたが、それに加えて、ソフト部分、公安委員会に対しても私も直接引き続き、力強く要望してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、とにかく、一刻も早くここは、対応すべきだという思いは、強く持っておりますので、私自身が動いて参りたいと思っております。

議長／13番 吉川議員

吉川議員／行政は、いつも、安全第一とか、安全安心とかということをやっていますが、やはりかけ声だけで終わらないように、自身の目で市民の皆さんの安全を守るということで、頑張ってくださいと思います。

こういった悲惨な事故にならないようにぜひ、お願いをしたいと思います。

それでは次に、空き家対策について、これは先ほど川原議員のほうから、細かく質問がなされ、答弁がなされました。

多くは、申しませんけれど、やはり、一番の問題はこの空き家の周辺に住まわれている皆さんの防災とか防犯とか、景観の問題で今まで苦慮されている。

今回許可されたということで、そこはうまく利用をしてこういった対策につなげていただきたいと思っています。

今回の特別措置法ですが、今ある条例とこの特措法をどこの部分が一番違うのか。

恐らく、固定資産税の減免とか、課税とか、そういう部分が中心になると思いますが、もう一度特措法について伺います。

そして今後どのようなスケジュールングでやっていくのか、条例改正も含めて今後の1月1日から採用できるのかどうか、その辺も含めてご答弁いただきたいと思っています。

議長／北川政策部長

北川政策部長／空き家対策です。

先ほど19番議員のほうにご説明を申し上げましたが、まずもって、空き家対策の概要ということで、皆さん方のお手元に資料をお渡ししているので、ご説明を申し上げます。

小さな字で申し訳ないですが、今回、特措法の概要ですが目的は武雄市の空き家条例とほぼ同様でして、適切な管理が行われていない、空き家が***により防災、衛生、環境の深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保全、空き家の活用のための対応を行うのが目的でございます。

ここに8項目ほど書いてありますが、所有者の責務がまず2つありまして、それから今回対策計画の策定をなさうということで指示があります。

それを受けて協議会を設置をし、その空き家、特定空き家等の指定をしていくというような状況になると思います。

そと空き家情報の収集ということで、先の19番議員にお答えしましたが、現在430件ほどの空き家の情報をもっていますが、住宅統計では1950戸の空き家があるということで、まだまだ開きがあります。

ですからまだ十分な調査もできていないので、その部分は情報収集を急ぎたい。

それから4番目には空き家、並びに敷地の活用についてということで、その解釈を講ずる

ように務めるとなっております。

それと先ほど申しましたように、空き家の認定です。

この認定をすることで、その後の税制上の措置等を加えていくということになるかと思えます。

法の概要はそういった形ですが、今回の特措法の特色と申しますのは、前議員で申し上げましたように、固定資産税の情報がこれまで個人情報として使えなかったということですが、今回この法に基づいて活用ができるということで所有者の特定が進むのではないかと思います。

それと先ほど申しましたように、小規模住宅用地の特例が住宅にはついてはいます。

それについては、もう一つ資料がありますが、小規模住宅のトープレ(?)といいますが、資料を見ていただきますと、これは一つ、簡単な事例で示しています。

例えば、住宅用地が 200 平米ありますと、その評価額が 600 万円、平米、3 万という託しがあったとすると、現在この住宅用地には小規模住宅用地の特例ということで大体 6 分の 1 になるようになっています。

それに***をかけて、現在 1 万 4800 円の納税額(?)になっていますが、これが空き家と、特定空き家等に認定をされれば、この特例がはずれて負担調整があるので、6 倍にはなりません、だいたい、4.2 倍の、この件でいけば 6 万 1600 円くらいになるということですので、住宅の場所とか、あるいは課税の評価額等によって異なりますが、最大で 6 倍になるというのが、今回の特措法の中に盛り込まれた住宅用地の特例ですが、これが受けていたのが、受けられないということであれば、税額が当然あがるので、その所有者の自発的な、活用あるいは処分売却も含めて進むのではと思います。

ご指摘のように今度の 1 月から適応できないかということですが、まずもって、この今市の条例がございますので、市の条例をこの特措法に準じてあるいは整合性をとって、条例の見直しを個別におはかりをして、その後特定住宅の指定を急ぎ、できるだけ早い時期に、この措置が適応できるようにやっていきたいと考えております。

議長／13 番 吉川議員

吉川議員／この条例の見直しをして、施行をいつからするかということですが、やはり、本当に近隣の住民の皆さんでお困りの方も非常におられます。

ですからこの施行については一刻の早く対応できるように、組織をつくっていただいて、対応していただきたいと思えます。

悪質なケースの部分がなければいいと思いますが、いろんな方がいると思えますので、そういった本当にお困りの方には対応ができるように今度の 1 月から対応できる形でぜひお願いをしたいと思います。

それでは、以上で終わります。

議長／以上で、13番 吉川議員の質問を終了させていただきます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

おつかれさまでした。